

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称：北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北海道経済連合会

1 国際戦略総合特別区域の名称

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

ＥＵ・北米経済圏と同規模の成長が見込まれる東アジアにおいて、「北海道」をオランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とする。

解説：なお総合特区の評価にあたっては、全国の農産物・食料品の生産高・輸出額の今後の変化率に占める特区の寄与度を検証する。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額

数値目標(1)：2,600億円

[平成28年度に対する5年間(平成29年度～令和3年度まで)の売上増加額累計]

評価指標(2)：企業と一次産業との連携プロジェクト数

数値目標(2)：5年間(平成29年度～令和3年度まで)で25件

評価指標(3)：機能性素材の新規研究開発プロジェクト数

数値目標(3)：5年間(平成29年度～令和3年度まで)で100件

評価指標(4)：輸出に必要な国際認証・登録等数

数値目標(4)：5年間(平成29年度～令和3年度まで)で50件

3 特定国際戦略事業の名称

北海道を、ＥＵ・北米経済圏と同規模の成長が見込まれる東アジアにおいて、オランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とするため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、北海道の優位性のある農水産物の安全性・品質をさらに高める生産体制を強化し、国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発及び供給体制の確立を図り、食の生産拡大と高付加価値化を実現する。

具体的には、特区事業の推進により、①食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発拠点の形成と企業集積、②海外市場調査や販売チャネルの開拓などの輸出拡大に向けた体制の強化、③3地域における1次・2次・3次の全ての産業間ならびに地域間の連携と協働の推進を重要な視点とする研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”の実現に係る取組を行っていく。

①<研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業>

(国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)

②<支援基盤の整備事業>

(国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙1－2、国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙1－5)

③＜農業生産体制強化事業＞

（農業経営改善自家用貨物自動車活用事業、別紙１－１、国際戦略総合特区設備等投資促進税制、別紙１－２、国際戦略総合特区支援利子補給金、別紙１－５）

４ その他国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

ⅰ）一般国際戦略事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定国際戦略総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

①＜食品有用性評価ネットワーク形成支援事業＞

（＜地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業群創出事業)＞、別紙１－４）

②＜輸出支援ネットワーク化事業＞

（＜地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業群創出事業)＞、別紙１－４）

③＜輸出ネットワーク化事業（海外（アジア圏・イスラム圏）での商流・物流構築支援事業）＞

（＜地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業）＞、別紙１－４）

④＜食品有用性評価ネットワーク形成支援事業（食品の安全性・機能性評価手法を活用した新規機能性食品の開発・事業化促進事業）＞

（＜地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業）＞、別紙１－４）

⑤＜研究開発拠点の拡充とネットワークの強化事業（北海道大学ＣＯＩ「食と健康の達人」拠点事業）＞

（＜センター・オブ・イノベーション（ＣＯＩ）プログラム＞、別紙１－４）

⑥＜生産体制の強化＞

（＜次世代施設園芸技術習得支援事業（次世代施設園芸拡大支援事業）＞、別紙１－４）

⑦＜生産体制の強化＞

（＜生鮮魚類の鮮度指標、及びその測定方法のＪＡＳ化(新たな種類のＪＡＳ規格調査委託事業)＞、別紙１－４）

⑧＜研究開発拠点の拡充とネットワークの強化＞

（＜食の保健機能研究を基盤にした健康情報科学と情報通信技術の融合による健康長寿社会の創生（私立大学等経常費補助金）＞、別紙１－４）

⑨＜生産体制の強化＞

（＜群飼育下の乳用雌哺育牛から体調不良個体を早期検出するリアルタイムモニタリング技術の開発（イノベーション創出強化研究推進事業）＞、別紙１－４）

⑩＜生産体制の強化＞

（＜輸出促進のための生鮮水産物の品質制御と鮮度の”見える化”技術の開発（イノベーション創出強化研究推進事業費）＞、別紙１－４）

⑪＜生産体制の強化＞

（＜電動ロボットによるスマートぶどう栽培システムの開発（イノベーション創出強化研究推進事業費）＞、別紙１－４）

ⅱ）その他必要な事項

ア）地域において講ずる措置（別紙１－９）

イ）国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置

- ・農業関連施設の建築基準等の緩和

農産物集出荷貯蔵施設建設に当たっての各種要件について、防火区画の設置の適用除外は現行法令により対応可能。また、その消防用設備に関しては、パッケージ型消火設備や温度センサーの代替使用に係る消防法施行令第32条の規定（基準の特例）を適用する際の一定の要件が、消防庁との質疑応答による技術的助言により示されることとなった。

今後、特区内において建設される農産物集出荷貯蔵施設に上記の特例措置の統一的適用を図っていく。

- ・BDF混合率の上限緩和（B20）

実証走行試験を行うことは可能。（ただし、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条の3及び4の規定を満たしている場合に限り）

- ・特定特殊自動車の使用燃料に関する規制緩和

実証走行試験を行うことは可能。（揮発油等の品質の確保等に関する法律の規格外燃料の公道使用の認定制度に基づくこと）

- ・原料となる軽油の入手ルートの固定化の緩和措置

入手ルートが複数であっても問題ないという回答を得た。

- ・食品の有用性（機能性）表示制度の見直し

機能性に関する研究が行われている食品について、論文が公表されている事実について表示をするという提案について、現行法令等で対応可能であることが示された。

平成25年4月、北海道独自の新たな食品機能性表示制度を創設、運用を開始。

別紙 1－1　＜規制の特例措置（農業経営改善自家用貨物自動車活用事業）＞【1／1】

1　特定国際戦略事業の名称

＜農業生産体制強化事業＞（規制の特例措置（農業経営改善自家用貨物自動車活用事業））

2　当該特別の措置を受けようとする者

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町（以下、「十勝管内市町村」という。）の認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいい、その者が経営する経営体の構成員を含む。以下同じ。）

3　特定国際戦略事業の内容

①　事業概要

農業の国際競争力の強化の観点から、十勝管内市町村の認定農業者が使用する指定自家用貨物自動車について、十勝管内市町村における指定等に係る十分な管理体制や、指定点検整備事業者による点検整備等を条件に、自動車検査証の有効期間を、1 年を限り伸長できる。

②　事業に関与する主体

十勝管内市町村及び十勝管内市町村の認定農業者

③　事業が行われる区域

十勝管内市町村の区域内

④　事業の実施期間

総合特区計画の変更認定日以降

⑤　事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

認定農業者が使用する自家用貨物自動車について、車検に要する費用負担が軽減され、総合特区制度における他の支援措置等の活用とあわせることにより、農業の国際競争力の強化に資する。

4　当該特別措置の内容

国際戦略総合特区において、十勝管内市町村の認定農業者が使用する自家用貨物自動車のうち、十勝管内市町村が指定した自家用貨物自動車について、自動車検査証の有効期間が満了する前に指定点検整備事業者が点検整備を行い、安全を確認すれば、当該自動車検査証の有効期間を、1 年を限り伸長できる。

5　その他

①　十勝管内市町村は、事業の適切な実施のため、次の措置を行う。

- （１）指定自家用貨物自動車の指定及び指定の取消しに関して、担当責任者を配置し、事務処理要領を定め、当該事務処理要領に従って処理するなど必要な体制を整える。
- （２）指定自家用貨物自動車の指定及び指定の取消しに関して、担当者を指定し、帯広運輸支局と情報を交換するなど、連絡体制を整える。
- （３）指定自家用貨物自動車の指定に際して、申請された自家用貨物自動車総合特別区域法第二十二條の二第 7 項及び本総合特区計画で定める要件（以下「指定要件」という。）に該当していることを指定申請書、自動車検査証の写し、十勝管内市町村が管理する農業経営改善計画認定書等に

より確認する。

- (4) 指定申請書には、氏名又は名称及び住所、指定を受けようとする自家用貨物自動車の車台番号及びその申請の日における総走行距離等が記載されていることとし、指定申請書、指定書、指定取り消し通知及び指定廃止等の申請書については様式を定める。
- (5) 指定書の交付を受けた指定自家用貨物自動車について毎年、現車や使用者への聞き取り等により使用状況等を確認するとともに、指定要件に該当しないおそれがある場合は速やかに現車等により指定要件への適合性を確認した上で当該自動車の使用者に対する指導を行う等、指定自家用貨物自動車の指定要件への適合性が確保及び維持されるよう適切に管理する。
- (6) 指定自家用貨物自動車指定要件に該当しなくなると認めるときは、速やかにその指定を取り消す。この場合、当該自動車の使用者に対して、指定自家用貨物自動車の指定を取り消した旨を通知するとともに、自動車検査証の有効期限が延長されている場合には当該自動車検査証を帯広運輸支局に返納する等の必要な手続きを行うよう指導する。また、帯広運輸支局に十勝管内市町村が行った措置を連絡する。

② 指定自家用貨物自動車の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 車両総重量が 8 トン未満かつ最大積載量が 5 トン未満の自家用貨物自動車であること。
- (2) 年間走行距離が 1 万キロメートル以下であること。
- (3) 主として農業経営改善自家用貨物自動車活用事業の用に供するものであること。
- 自動車検査証に記載される車体の形状がキャブオーバー又はダンプであること。
 - 主として十勝管内市町村での使用であること。
 - 使用者が認定農業者であること。
 - 使用者の住所が十勝管内市町村であること。
- (4) 使用の本拠の位置が十勝管内市町村であること。

③ 本事業は、総合特別区域における農業の国際競争力強化の観点から、地域からの規制の特例措置の提案に対し国と地方の協議（平成 24 年度）の結果講じられた特例措置を活用するものである。本事業における農業用の指定自家用貨物自動車の不具合状況等は、農業用の指定自家用貨物自動車の車検期間の検討のためのデータとして活用されるため、十勝管内市町村は、上記検討のために適切なデータを収集する必要があることも踏まえ、指定自家用貨物自動車の指定等の事務を適切に行うものとする。

別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

対象事業名	《農業経営改善自家用貨物自動車活用事業》別紙 1－1 関係
これまでの調整状況	平成 24 年 7 月 国と地方の協議会において本規制の特例措置の実現について合意 平成 25 年 6 月 総合特別区域法の一部を改正する法律の公布 平成 26 年 3 月 総合特別区域基本方針別表の改定 平成 26 年 3 月 総合特別区域法の一部を改正する法律の施行
特定する方法	十勝管内市町村の農業経営改善計画の認定を受けた農業者（認定農業者）
今後の予定	総合特区計画認定後、指定自家用貨物自動車の指定を開始

別紙 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞【1／5】

1　特定国際戦略事業の名称

＜支援基盤の整備事業（食の海外販路拡大に必要な技術に関する施設整備及び輸出支援機能の強化）＞（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2　当該特別の措置を受けようとする者

株式会社きのとや

3　特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a）当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

特区内の輸出支援ネットワークにおいて、今後注力する輸出製品と位置付けられる道産スイーツについて、生産拡大と高付加価値化を実現し、海外市場のニーズに対応した商品開発及び供給体制を確立するため、スイーツ業界として先駆的な技術の活用に関する事業を行う。

具体的には、無菌に近い空調管理を備えた安全性の高い施設設備を増設し、安定・大量・高品質な生産や賞味期限の長期化（ロングライフ化）を実現することで、これまで業界では試みられなかった、生洋菓子の販路拡大を目指すとともに、輸出支援ネットワークの一員として、マーケット情報・輸出ノウハウの提供などの支援を行うことで、輸出支援機能の強化を図る事業を行う。

b）施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 3 項第 6 号　付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

c）当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

フード特区機構では、輸出に関して先進的な取組を行う企業等を「貿易・産業支援機関」に指定し、特区機構が運営し、支援機関、商社、先駆的に輸出に挑戦する企業などが参加する「輸出支援ネットワーク」により同企業の取組を総合的に支援することとしている。同ネットワークの中で、特区機構は、自ら具体的なプロジェクトの企画・実践を行うとともに、支援機関が担う企業の相談窓口との連絡調整、商社や輸出企業が担う商流・物流経路のノウハウ蓄積を支援し、海外の輸出情報を一元管理のうえ、より多くの企業の輸出事業への参入を促すなど、強固な輸出支援を実施する。また、先進的な取組により得られた海外市場ニーズに関する情報や物流経路を含めた輸出ノウハウ等については、フード特区機構が吸い上げ、他の関連企業にフィードバックすることで、道内企業の輸出基盤の強化を目指している。

今回、洋菓子メーカーであるきのとやの取組を総合的に支援し、そのノウハウを北海道洋菓子協会の会員等の関連企業にフィードバックすることで、生洋菓子の輸出基盤の強化を目指すものである。

同ネットワークでは、米、野菜、鮮魚など北海道の豊富な一次産品のほか、付加価値が高く他産業への波及効果も高い「スイーツ」を重点分野と位置付けている。しかし、スイーツの輸出は、焼き菓子においては、物産展等のテストマーケティングにより成果を挙げてきたが、新鮮な素材を堪能できる生洋菓子については、賞味期限や保存技術が課題となり、これまで具体的な輸出に至っていない。

そこで、全国でも例がない生洋菓子の輸出に挑戦する企業として、北海道洋菓子協会の代表など全道の中核的な役割を担う当社を「貿易・産業支援機関」に指定のうえ、賞味期限の長期化（ロングライフ化）の検証、テストマーケティングの実施及び輸出ノウハウの蓄積等を行う計画である。当社は、香港、台湾、シンガポール等、焼き菓子を中心に、物産展で市場調査を実施した国・地域のほか、中国本土や中東への生洋菓子の輸出も見据えている。

一方、具体的な輸出の実施においては、ロングライフ化を見据えたハード面の施設設備が必須である。通常、菓子メーカーは、生洋菓子の輸出促進を想定しておらず、当日販売分を当日製造する方式で、少量多品種の製造に対応可能な設備を活用しているが、生洋菓子の輸出を見据えると、無菌に近い状態で空調管理を備えた施設を整備し、高度かつ厳格な品質管理及び安全性の検証を行うことが必要である。

本事業は、こういった課題を解決し、海外への輸出拡大に寄与する国際競争力の強化に資する取組と位置付けられる。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

洋菓子製造施設 1 棟（床面積 652.12 m²）

本施設は、生洋菓子の海外への輸出に対応できる高度な衛生管理機能を備えたものである。

一般に、洋菓子製造施設には、製造、発酵、加工及び包装を行う場所、製品置場のほか、製造量に応じ、冷蔵・冷凍設備、混合器、焼きがま、蒸し器、成形機等が設けられているが、これらは、少量多品種の生産が前提であり、賞味期限が短い生洋菓子については、これまで輸出できなかった。

本施設は、生洋菓子の輸出に向け、安定・大量・高品質な生産かつロングライフ化が可能となる、生洋菓子業界としては革新的な衛生管理を備えた空調管理施設の整備である。具体的には、内部ゾーニングを清潔区・準清潔区・汚染区と明快な区分けを行い、常に正圧（内部の圧力をプラスにする）を保つ空調システムの整備により、現状でも、商品企画・製造管理・製品管理等のソフト部分で HACCP に準ずる高度な衛生管理を保つ当社において、ハード部分でも厳格な衛生管理を行い、室内の発生菌量を現状の 10 分の 1 程度に抑制するなど、より高度な安全衛生状態を確保するものである。

本施設の導入により、生産能力は現状と比較し 2 割から 3 割の増加となるほか、例えば、当社が海外への注力商品と位置付ける「チーズタルト」では、現状、3 日程度の賞味期限を 1 週間程度と飛躍的に伸ばすことが可能となる。これにより、スイーツ分野において、ネットワークの一員としての機能を発揮し、同業種の輸出の強化につながることから、輸出支援基盤のさらなる強化を実現するものである。

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

札幌市内（詳細は別添図のとおり）

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

計画認定後法人指定日から事業実施予定（取得予定時期：平成 24 年 11 月）

別紙 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞（3－f）別添図



洋菓子製造施設建設（増設）予定地：札幌市東区東苗穂5条3丁目552番42ほか



別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	《支援基盤の整備事業（食の海外販路拡大に必要な技術に関する施設整備及び輸出支援機能の強化）》別紙 1－2 関係
名称	株式会社きのとや
住所	〒007-0805 札幌市東区東苗穂 5 条 3 丁目 1 7 番地 TEL：0 1 1－7 8 6－6 1 6 1
概要	設 立：昭和 6 0 年 1 2 月 1 9 日 業 種：洋菓子製造・販売 業務概要：デコレーションケーキを年間 15 万個販売実績。 本社工場は札幌市東区東苗穂 5 条 3 丁目に所在。 販売店舗は、白石店、琴似店、大通公園店、大丸店、三越店、丸井今井店、新さっぽろ店、新千歳空港店の 8 店舗。 上記店舗販売に宅配通販部門を加えた販売体制により営業中。

別紙 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞【2／5】

1　特定国際戦略事業の名称

＜農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産）＞（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2　当該特別の措置を受けようとする者

足寄町農業協同組合

3　特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

施肥効果の高い堆肥散布、栄養価の高い飼料生産のための飼料作物収穫の請負業務等

b) 施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 3 項第 6 号　付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する

目標を達成するための位置付け及び必要性

戦略作物である小麦、豆類等をはじめ、国際競争力の高い安全で高品質な農畜産物を安定的に供給するには、施肥効果の高い堆肥及び栄養価の高い飼料を効率的に生産し、農業者による活用を促進するシステムを構築する必要がある。大規模農業を展開している本地域において、こうした耕畜連携による土づくりを進めるには、堆肥散布や飼料作物収穫等を農業協同組合などの地域コントラクターが請け負うことにより作業の効率化を図ることが重要である。農業協同組合による本業務は上記システム構築の要の役割を担うものであり、これに必要な施設整備は、当該国際戦略総合特区の目標達成に不可欠である。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

堆肥散布、飼料作物収穫の請負業務等に必要な農機具を格納する農機具格納庫

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2　当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

北海道十勝地域（詳細は別添図のとおり）

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

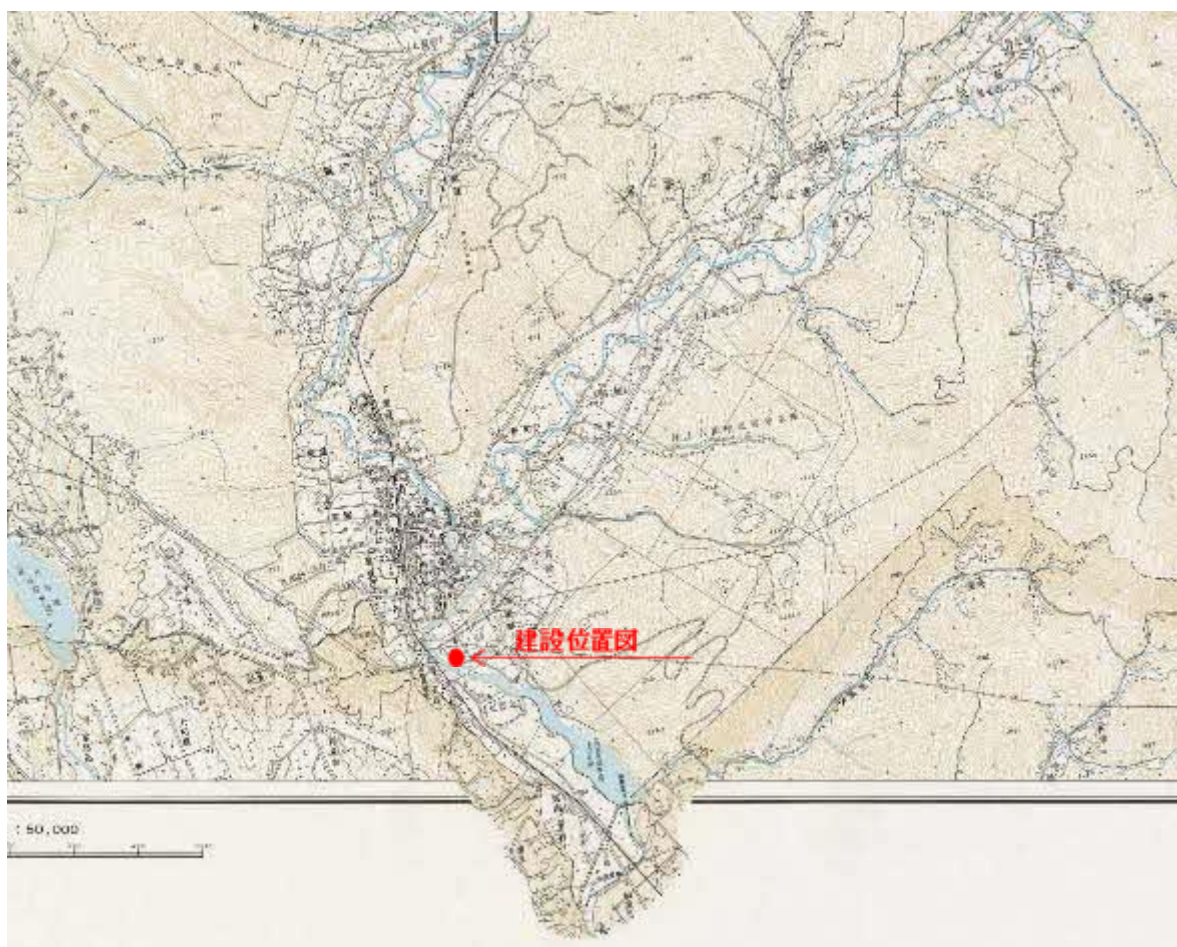
計画認定後法人指定日から事業実施予定

（取得予定時期：平成 24 年 7 月取得）

別紙 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞（3－f）別添図



農機具格納庫の建設地：足寄町共栄町 1 1 5 番地 2



別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

② 主体が既に特定されている場合

対象事業名	≪農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産）≫別紙 1—2 関係
名称	足寄町農業協同組合
住所	〒089-3713 北海道足寄郡足寄町南3条1丁目18番地 TEL：0156-25-2131
概要	設 立：昭和23年4月10日 業 種：サービス業 業務概要：農産物販売事業 畜産物販売事業 経営指導事業 購買事業 信用事業 共済事業

別紙 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞【3／5】

1　特定国際戦略事業の名称

＜農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産（サプライチェーン強化に関する事業））＞
（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2　当該特別の措置を受けようとする者

士幌町農業協同組合、本別町農業協同組合、タイセイ飼料株式会社、帯広市川西農業協同組合、雪印種苗株式会社、その他特区内において、農畜産物のサプライチェーン強化に関する事業を実施する者

3　特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a）当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

高品質・品質の安定化といった高付加価値な農畜産物を生産するため、農畜産物のサプライチェーン（生産から消費者に届くまでの一連の工程）の各段階において先駆的な技術を活用する事業を行う。

具体的には、農産物の根の成長を促す複合肥料や培養土の研究開発及び製造供給や種子選別の精度を高度化することで、農産物の生産性の向上や品質を安定化させるほか、高品質な農畜産物の品質保持期間の長期化により、これまで農畜産物が供給できなかった端境期においても供給可能とすることや洗浄選別、出庫管理及び温度管理を高度化することで、通年供給や長距離輸送により生じる農産物の品質劣化の軽減を図ること、また、国産の加工用野菜に対する需要の増加に対応すべく、食品国際基準に準拠し、処理量を増やし、稼働時間を削減する最新技術等を用いた加工冷凍食品の生産体制の構築といった付加価値を向上させるための事業を行う。

b）施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 3 項第 6 号　付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

c）当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

食品の輸出及び輸入代替の促進を目指す北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区では、食品加工製造業との連携による海外輸出の拡大に向け、国際競争力の高い安全で高品質な農畜産物を安定的に供給するという目標を達成するため、サプライチェーン（生産から消費者に届くまでの一連の工程）の各段階で、より高度な技術を活用する必要がある。

農業生産においては、低温や日照不足等により、根付きが順調に進まないといったことが生じるが、その解決のためには、根の生育を旺盛にし、育苗期間の短縮や移植時の根付きなどの改善を促す、安価で安全性の高い肥料や培養土を提供することが課題となっている。

その課題を解決するため、農産物にとって有効な天然成分を食品副産物などから抽出・生産することにより安全性を保つとともに、コストを削減しながら、より高機能な複合肥料や培養土を市場に供給することにより、農産物の生産性及び品質の向上を図る必要がある。

更に、農作業や選別作業等は機械化が進んでいるものの、農産物ごとの形状・特性の違いから、依然として機械化が進んでいない作業があること、農業の大規模化に対応できる高能率の農業生産機械等の活用が進んでいないことから、国際競争力を高めるためには、大ロットのオーダーに対応可能で、精度の高い選別体制を備えた農業生産体制が課題となっている。

こうした課題を解決するため、農業生産体制の各段階において先駆的な技術を活用し、本事業の一環として、農畜産物の各段階における作業効率等の向上を図る必要がある。

また、高品質な農畜産物であっても、長期保存や長期輸送による品質の劣化は免れず、実際、端境期において国内で供給不足の農産物を輸入せざるを得ない状況となっていることから、輸入代替や輸出促進を図るための、品質の劣化を軽減する農畜産物の貯蔵技術や出庫管理技術等の確立が課題となっている。

こうした課題を解決するため、貯蔵技術や出庫管理技術等の高度化により、品質保持期間の長期化や長期輸送により生じる品質劣化の軽減を図り、供給する農畜産物の品質の安定化や付加価値を向上させる必要がある。

一方で、農畜産物の輸出を行うに当たって洗浄方法においても課題を有している。長期輸送に耐えうるために洗浄傷を抑える現状の洗浄方法では、製品自体の棚もちが良いが、洗浄死角が生じ、また様々な形状に対応することも困難である。結果として洗浄仕上がりが悪く、高品質な農畜産物であっても、外観が見劣りすることで、ブランドの信用低下を招き、更なる市場拡大の機を逸している。

こうした課題を解決するため、洗浄技術の高度化により、長期輸送に耐えうる品質保持期間を維持したまま、洗浄水準を向上させ、さらに洗浄コストを削減することで産地としての競争力を強化し、国内外への市場拡大を図る必要がある。

さらに、昨今は外食や中食が伸長していることを背景として、カット野菜や一次加工された野菜が好まれる傾向になっており、特に国産の加工野菜は注目されているが、その一方で安価な海外の輸入加工食品もあることから、輸入品にシェアを奪われているのが現状である。

こうした課題を解決するため、食品国際基準に準拠し、先進的技術を導入した加工野菜の製造体制を構築することにより、農産物の産地としての国際競争力を強化し、国内外への市場拡大を図る必要がある。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

(1) 種子馬鈴しょ選別施設一式

本施設は、馬鈴しょ選別において先駆的な技術である、土砂分離、サイズ選別、病果・傷害果の選別、小水量（ミスト）消毒等の連続作業が可能なものである。

これまで種子馬鈴しょの選別及びカットは手作業によるところが大きいため、カット後の大きさが不ぞろいになることや、誤判別による病果・傷害果の混入によって、商品用馬鈴しょの品質のばらつきが大きかった。また、現在生産されている種子馬鈴しょの選別機械は、馬鈴しょのカット後の大きさにばらつきが生じていた。

本設備を導入することにより、土壌除去からサイズ別選別、病果・傷害果の除去、カット、異物除去、消毒等を一体とした効率的な種子馬鈴しょ規格の選別調整が実現でき、従来の方法と比較して腐敗・傷等の規格外品の混入率と、作業時間を大幅に低減することができる。

（２）食用馬鈴しょの受入検品設備一式、選別施設一式

本施設は、出荷品の品質の均一化を図るため、農業では先駆的な馬鈴しょの品位階層別貯蔵（品種・品質により早期使用すべきものから長期貯蔵に耐えうるものまでグレード分けし、それぞれに適した貯蔵温度・使用時期を設定して貯蔵管理する方法）を「自動化制御技術（製品積み込み作業及びパレット移動作業）」により、一連の作業の自動化により効率化を図るほか、省エネルギー化、一貫データ管理によるダンボール単位までの完全トレーサビリティ化が実現できる。

これまで、馬鈴しょは品質の優劣により区別しない混合貯蔵であったため、貯蔵期間中の腐敗事故による品質の低下が生じていた。また、在庫が人の手によって管理されていたことから、情報の管理に時間がかかっていた。

この施設により、馬鈴しょ品質検査の精度向上、検品作業の効率化、生産者への受入検査データのフィードバックによる歩留まり向上が図られ、安定的な品質の馬鈴しょの供給が実現できる。

（３）加工用馬鈴しょエチレン濃度制御装置 １機

本装置は、新たな保存技術により油加工用馬鈴しょを長期にわたって安定的に保存し、高品質な馬鈴しょを長期間供給することを可能にするものである。

油加工用馬鈴しょの貯蔵は、通常、褐変（デンプンの糖化による油加工時の変色）防止のため、10℃前後での貯蔵が一般的であるところ、収穫期である８月から翌年５月下旬までの貯蔵期間のうち、３月頃には馬鈴しょ萌芽が著しくなり、加工用として使用できないものが多くなり、商品価値の低下に伴い供給体制が不安定になっている。本装置は、比較的高温の環境でも馬鈴薯の萌芽を抑制するため、貯蔵庫内のエチレン濃度を制御するものである。エチレンは、馬鈴しょの萌芽伸長抑制に大きな効果が期待できる。

エチレン濃度の制御技術については、農林水産省開発事業「エチレンを用いた加工馬鈴薯の萌芽抑制による高品質貯蔵技術の開発」等で、実用化に向けた研究を行っているところであり、本装置は、この研究結果を踏まえ、コンピューターによる適切なガス制御・管理、温度・湿度管理、記録データの管理を行うものである。

（４）細断型バールラップシステム一式

本設備は、馬鈴しょの加工残渣を原料として栄養価の高い発酵飼料を製造することが可能な、密度・密封性の高い牧草ロールサイレージの原理を応用した細断型バールラッピング技術を用いた装置である。

これまで馬鈴しょの加工残渣等を原料とする牛用発酵飼料の製造に当たっては、気密性の高いビニール袋に詰めて発酵・保存していたところ、発酵過程で生じるメタンガスによりビニールが破損すること

があった。発酵飼料は、家畜の消化を助け、栄養価が高い乳酸菌を多く含んでいるが、嫌気性菌である乳酸菌は、酸素に触れると十分な嫌気性発酵を行えず、発酵飼料の品質も低下する。

本設備を導入することにより、発酵飼料の発酵品質及び保存期間を大幅に向上させることにより、安定的な飼料を生産することが可能となる。

（５）長いも洗浄選別・製品保管・出荷施設 一式 （洗浄選別能力：90t/日、製品保管貯蔵能力：340t、床面積 2,390 m²）

洗浄装置はこれまで、輸出向けのノンブラシ洗浄方式では、付着した地域に特有の粘土質土壌の高度な洗浄が困難であったが、先駆的 3 連リング洗浄機（特殊ゴムブラシ+360° 集中シャワー方式）の開発により、洗浄死角が生じやすいノンブラシ方式においても、洗浄ムラを解消し、洗浄仕上がり的大幅な向上が可能となる。これにより、長期輸送による品質の劣化を抑えつつ、良質な外観によるブランド力の向上によって、遠距離の輸出先においても販売力の強化が促進される。また、洗浄能力が 75t/日から 90t/日に向上することにより、洗浄・選別に要するコストが 20%（2,000 万円／年）削減できるとともに、集中シャワー方式により長いものみにシャワーすることで、使用水量が半減し、それに伴い、排水処理費等も 50%（600 万円／年）削減される。

製品保管・出荷施設は、農業分野では先駆的な自動ラック倉庫は、現行標準処理能力 60 t/日であるところを 123 t/日と出荷処理能力を大幅に向上させるとともに、先入れ先出し機能（先に選果した製品から先に出荷すること）による出荷時の適正品温の確保、間違いのない正確な出荷、製品貯蔵から出荷における一連の作業の自動化による効率化、パレット単位でのトレーサビリティ機能を自動化することで、保管中における多様な製品規格の正確な商品管理、輸送時の事故などに迅速な対応を可能にするものである。

加えて、製品出荷場所を空調し出荷時における製品の温度上昇を最小限に抑えることで、貯蔵から輸送まで低温で保つ、他の農産物では類を見ないコールドチェーンを構築することにより、大ロット単位（40 フィートコンテナ、1,600 ケース単位）で出荷後 2～3 週間かかる輸出に対応しつつも、多様で細かな国内市場のニーズにも対応した、高品質で信頼性の高い製品を安定的に提供することが可能となる。

（６）抽出エキス真空濃縮装置 一式

本装置は、乳酸菌の培養工程の副産物である乳酸菌体回収後の培養液（以下「培養液」という。）を原材料として、農産物の収量の増大や品質の向上に有効な複合肥料や培養土を開発・製造するため、低温低圧下で培養液を高効率かつ高品質に濃縮するものである。

これまでは、他社がトウモロコシからデンプンを加工する工程で発生するものを原材料として、蒸気で加熱して濃縮を行っていた。しかし、高度な濃縮装置をもたない工場では、原料に含まれる有効成分量にばらつきがあり、また、蒸気での濃縮は局所的に高温化のリスクがあったため、結果、複合肥料の品質にばらつきがあった。

そこで、培養液中の有効成分生成の発見を契機とし、自社培養液を原材料とし、加熱媒体として万遍なく加熱できる温水を用いて、低温低圧で濃縮できる本装置を新たに開発する。これにより、有効成分を安定的かつ効率的に原材料として利用することができ、原材料生成から有効成分の濃縮まで一貫して行う設備を構築する。

その結果、これまで以上に高い機能性を有する複合肥料等の商品化を行うことで、農産物の品質の向上及び安定化につながり、海外市場を含めた安定的供給体制の整備が図られる。

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

3 d) (1) に係る事業区域 士幌町内（詳細は別添図のとおり）

3 d) (1) に係る事業区域 帯広市内（詳細は別添図のとおり）

3 d) (2) に係る事業区域 士幌町内（詳細は別添図のとおり）

3 d) (3) に係る事業区域 本別町内（詳細は別添図のとおり）

3 d) (4) に係る事業区域 音更町内（詳細は別添図のとおり）

3 d) (5) に係る事業区域 帯広市内（詳細は別添図のとおり）

3 d) (6) に係る事業区域 江別市内（詳細は別添図のとおり）

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

計画認定後法人指定日から事業実施予定

3 d) (1) に係る設備等の取得予定時期：平成 24 年 10 月

3 d) (1) に係る設備等の取得予定時期：平成 26 年 9 月

3 d) (2) に係る設備等の取得予定時期：平成 24 年 8 月

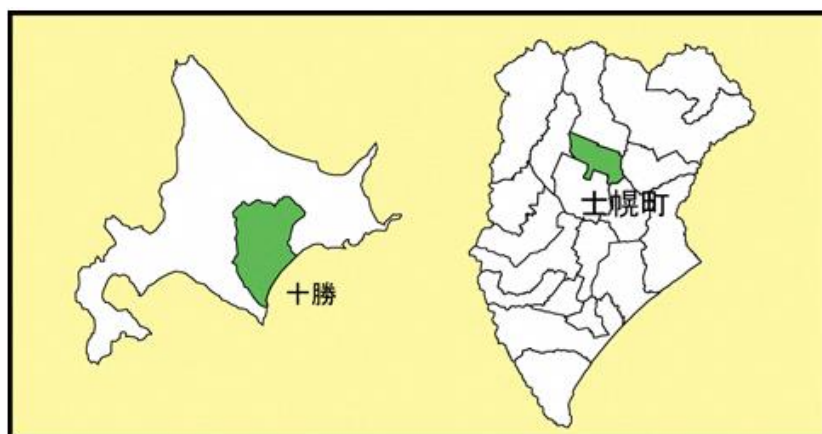
3 d) (3) に係る設備等の取得予定時期：平成 24 年 8 月

3 d) (4) に係る設備等の取得予定時期：平成 24 年 12 月

3 d) (5) に係る設備等の取得予定時期：平成 25 年 2 月及び平成 26 年 5 月

3 d) (6) に係る設備等の取得予定時期：平成 24 年 12 月

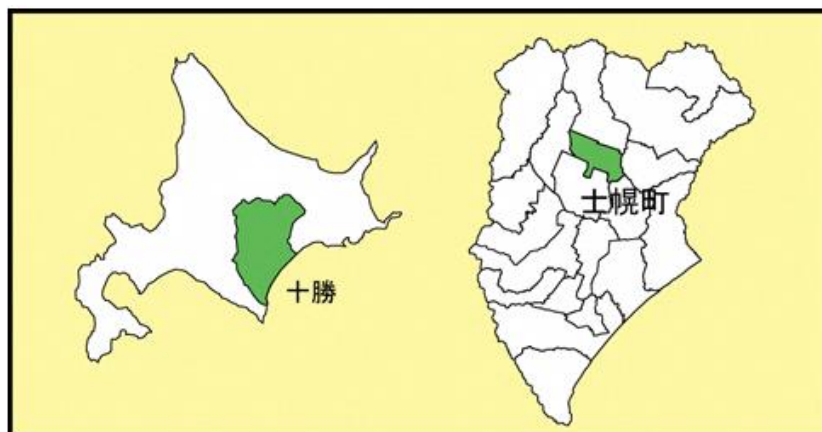
別添 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞（3－f）別添図



種子馬鈴しょ選別施設の設置場所：士幌町字士幌幹線 1 4 9 番地



別添 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞（3－f）別添図

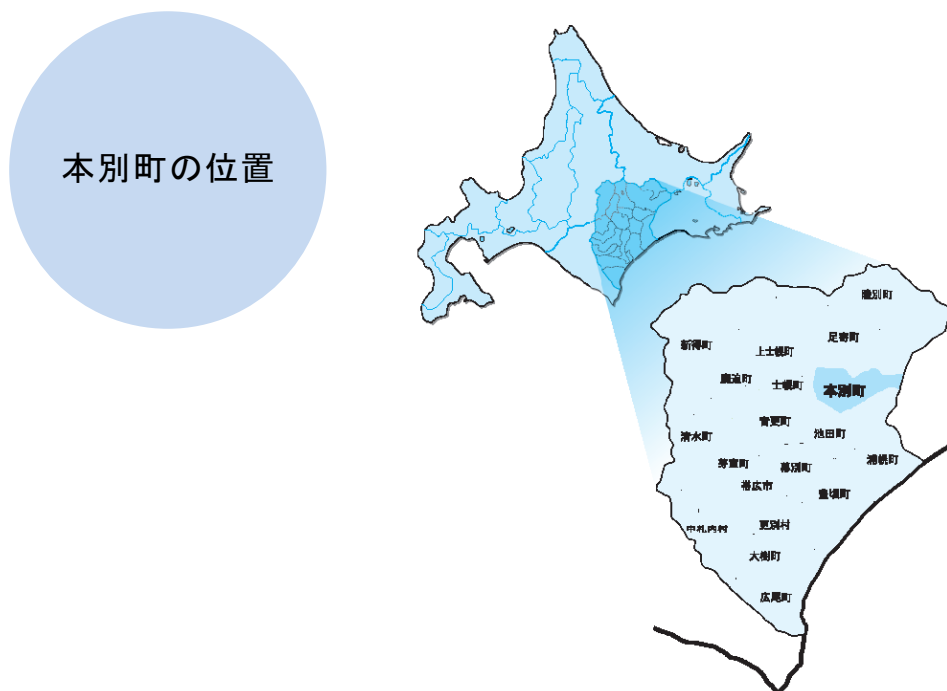


食用馬鈴しょ受入検品施設・選果施設の建設地：

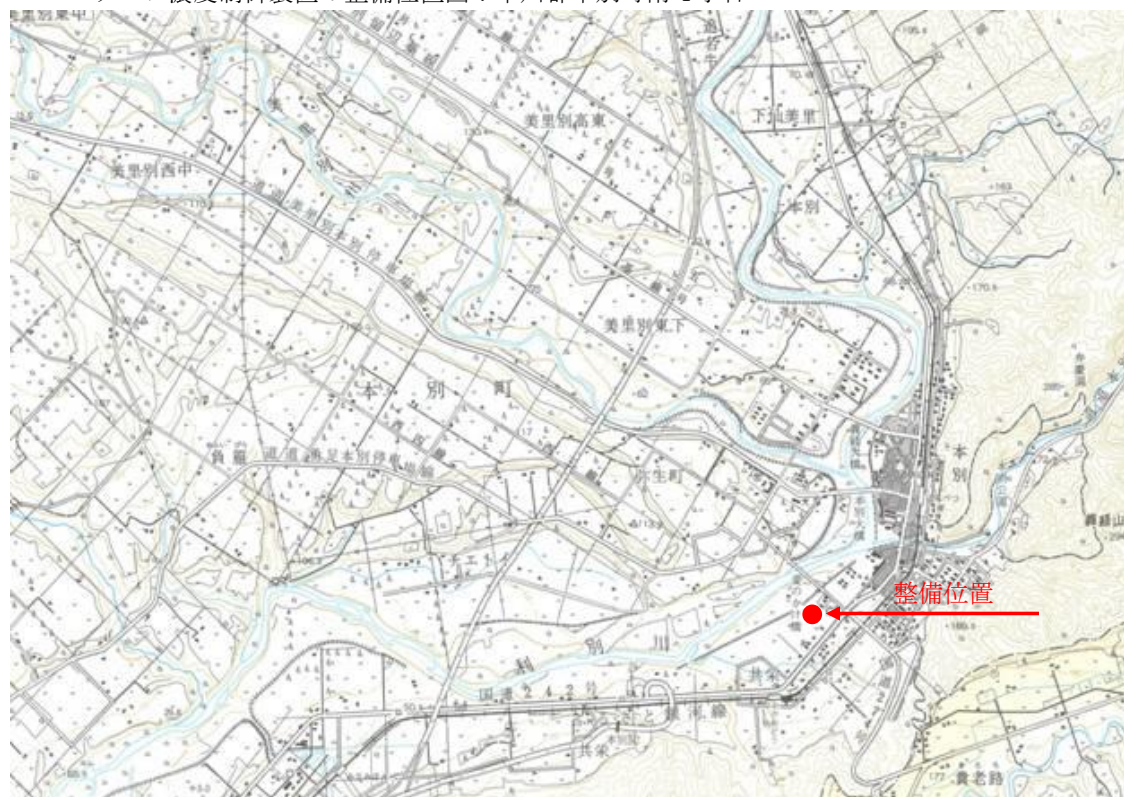
士幌町字士幌 2 3 4 番地、字士幌西 2 線 1 4 2・1 4 4 番地



別添 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞（3－f）別添図



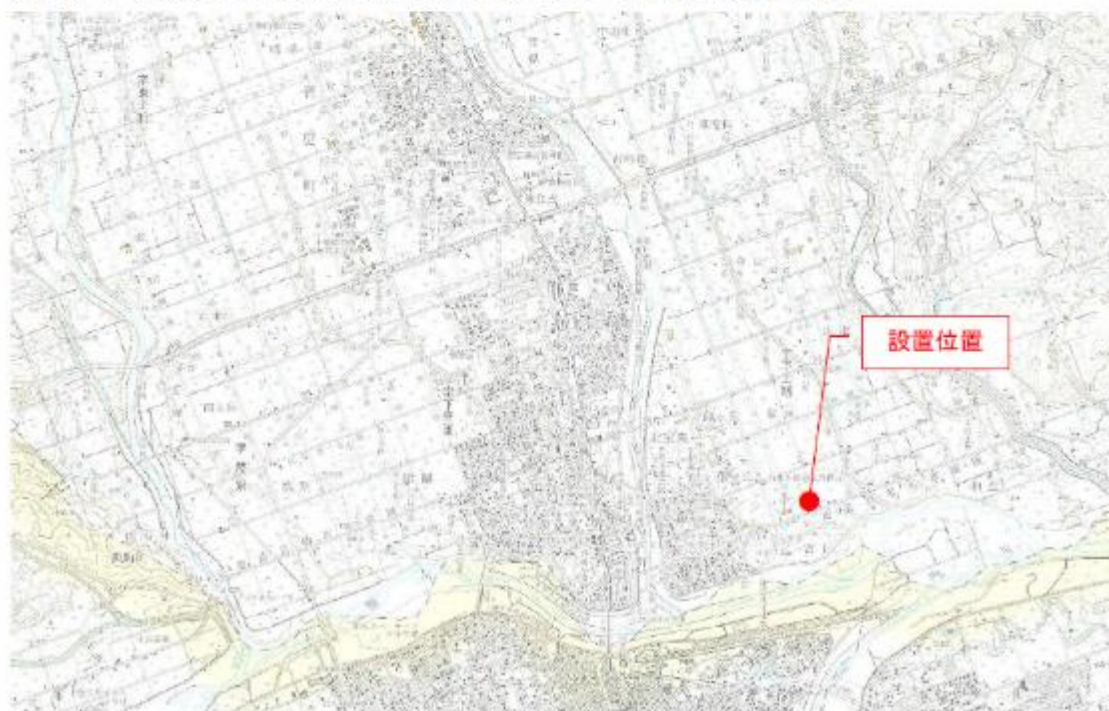
エチレン濃度制御装置の整備位置図：中川郡本別町南4丁目



別添 1－2 ＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞（3－f）別添図



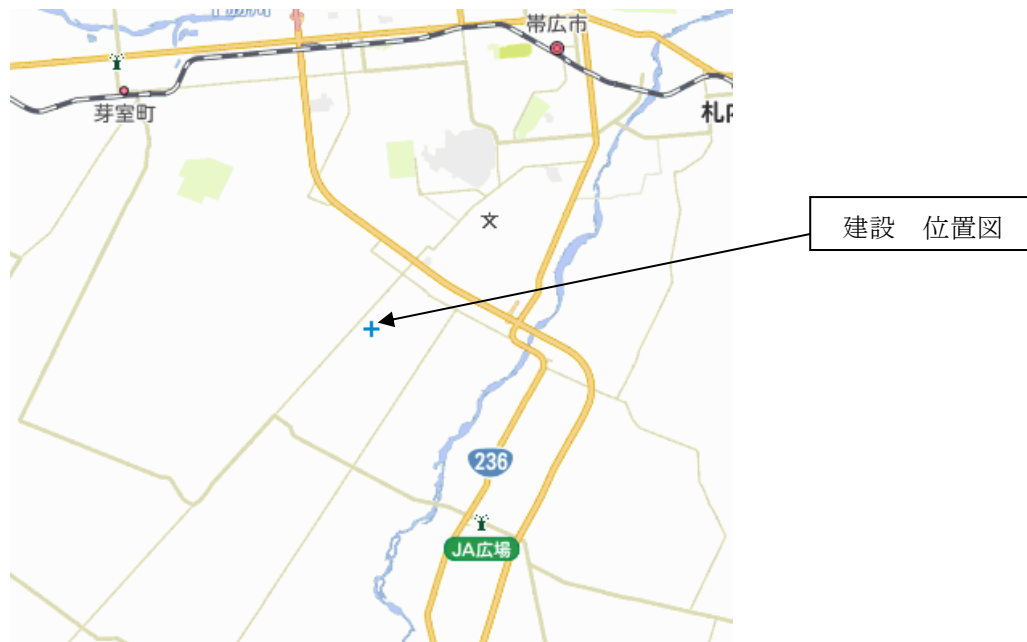
細断型パールラップシステム等の設置位置：音更町字下士幌北2線東29番地



別添 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞（3－f）別添図

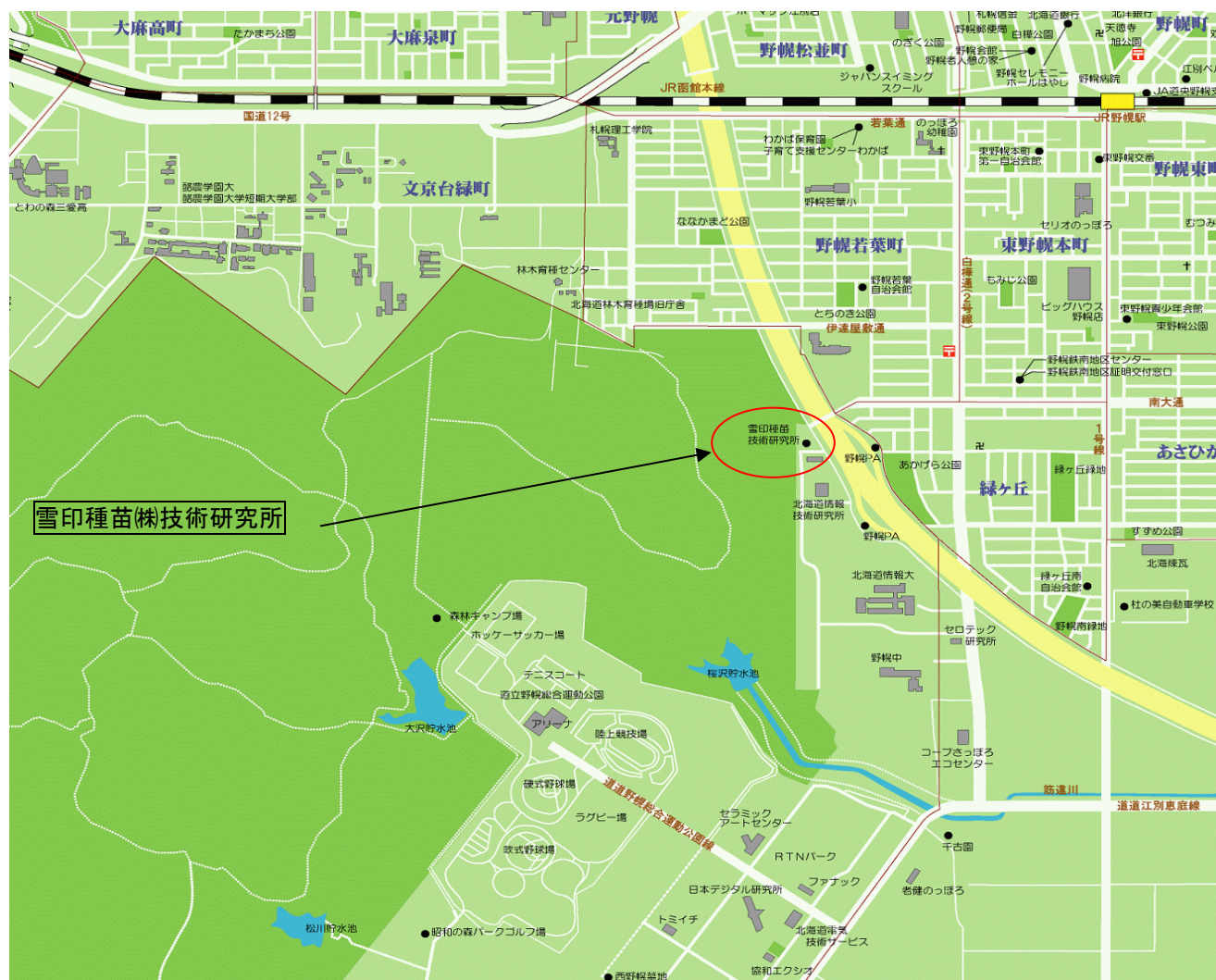
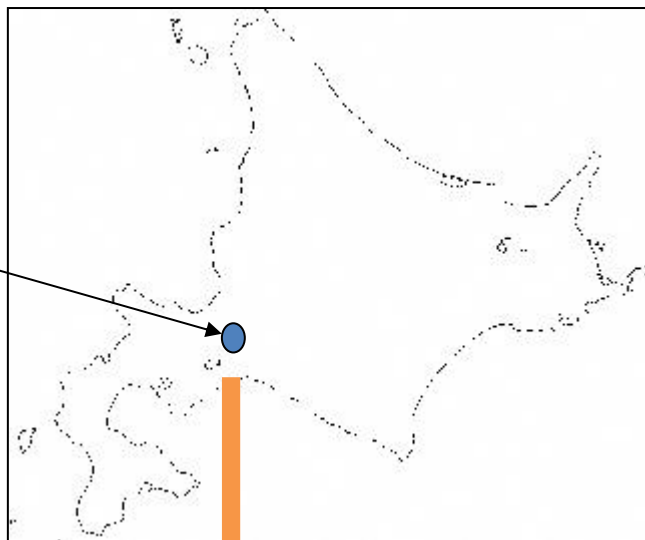


長いも製品保管・出荷施設の建設予定地：帯広市別府町南 1 8 線 3 2 番地



別添 1 - 2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制> (3 - f) 別添図

北海道江別市



別添1-2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制> (3-f) 別添図



種子馬鈴しょ選別貯蔵施設の建設予定地：帯広市大正本町東1条2丁目1番地



別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

①主体が既に特定されている場合

(ア) 3 d) (1)、(2)に係る主体

対象事業名	≪農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産（サプライチェーン強化に関する事業））≫別紙1－2関係
名称	士幌町農業協同組合
住所	〒080-1200 北海道河東郡士幌町字士幌西2線159番地 TEL：01564-5-2311
概要	設 立：昭和23年2月20日 業 種：サービス業 業務概要：信用事業 購買事業 販売事業 利用事業 加工事業 指導事業

(イ) 3 d) (3)に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産（サプライチェーン強化に関する事業））》別紙1－2関係
名称	本別町農業協同組合
住所	〒089-3334 北海道中川郡本別町北5丁目2番地1 TEL：0156-22-3111
概要	設　　立：昭和23年5月10日 業　　種：サービス業 業務概要：農産物販売事業 畜産物販売事業 営農指導事業 購買事業 信用事業 共済事業

(ウ) 3 d) (4)に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産（サプライチェーン強化に関する事業））》別紙１―２関係
名称	タイセイ飼料株式会社
住所	〒０８０-０２７２ 北海道河東郡音更町字下士幌北２線東２９番地５ TEL：０１５５-３１-３７３１
概要	設　　立：平成４年４月１日 業　　種：サービス業 業務概要：卸売業 業務概要：配合飼料の販売 混合飼料の製造販売 牧草類の販売 農業用機械類の販売 飼料添加剤の販売

(エ) 3 d) (5)に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産（サプライチェーン強化に関する事業））》別紙1－2関係
名称	帯広市川西農業協同組合
住所	〒089-1198 北海道帯広市川西町西2線61番地の1 TEL：0155-59-2111
概要	設　　立：平成15年3月19日 業　　種：サービス業 業務概要：管理・信用・共済事業 営農振興事業 生産販売指導業務 購買事業

(オ) 3 d) (6) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産（サプライチェーン強化に関する事業））》別紙 1－2 関係
名称	雪印種苗株式会社
住所	〒004－8531 札幌市厚別区上野幌 1 条 5 丁目 1 番 8 号 TEL：011-891-5911
概要	設 立：昭和 25 年 12 月 15 日 業 種：製造業 事業概要：飼料作物、野菜・花卉、緑肥作物種苗の生産販売 配合飼料の製造販売 緑化造園設計、施工、販売 <設備設置場所> 雪印種苗株式会社技術研究所 〒069－0832 江別市西野幌 36 番地 1 TEL：011－384－2855 FAX：011－36－1155 設 立：昭和 62 年 5 月 14 日 事業概要：サイレージ及び家畜用乳酸菌の研究、生産 植物活力資材の研究、生産

(カ) 3 d) (1)に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（安全で高品質な農畜産物の生産（サプライチェーン強化に関する事業））》 別紙1－2関係
名称	帯広大正農業協同組合
住所	〒089－1241 北海道帯広市大正本町東1条2丁目1番地 TEL：0155－64－5211
概要	設 立：昭和23年4月5日 業 種：サービス業 業務概要：資金貸付、貯金業務、物資購入、農産物販売、技術指導等

別紙 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞【4／5】

1　特定国際戦略事業の名称

＜農業生産体制強化事業（農業生産技術の高度化）＞（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2　当該特別の措置を受けようとする者

十勝農業協同組合連合会

3　特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a）当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

安定した栄養成分、機能性成分を含有する農産物を生産するため、高精度の解析が可能なシステムを用いて、これまでは単一成分についての分析しか行うことができず、試みられることのなかった複数の栄養成分や機能性成分のデータと土壌成分を分析する。

b）施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 3 項第 6 号　付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

c）当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

これまでも十勝管内においては、ブランド化に向けた栄養成分、機能性成分等の検討が行われてきたが、地域ごとの土壌・気候条件の違いにより、同じ品種でも成分の含有量に地域差が生じ、統一的に栄養性・機能性を P R することができなかった。

本事業は、土壌成分と農作物の栄養成分、機能性成分の分析を行い、地域特性や年次変動等を明らかにすることで、地域に適した作物とその成分の選定および安定した成分の含有量を維持する栽培方法を確立させ、一定の栄養成分や機能性成分を含む農産物をブランド化することにより、輸出拡大や輸入代替の実現による国際競争力の強化に資する取り組みとして位置付けられる。

d）当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

土壌・栄養・機能性成分分析データ解析システム　一式

本システムは、土壌・栄養・機能性成分について精度の高いデータを継続的に集積し効率的に解析することができる高精度なデータ解析システムである。

具体的には、十勝の代表的な農産物（豆類、馬鈴しょ等）について、これまでは単一成分についての分析しか行えなかったところ、これまで試みられなかった複数の栄養成分、機能性成分データ（ポリフェノール等の抗酸化物質やビタミン等）を地区別、年次別に集積すると同時に栽培土壌の分析を行うことで、栄養成分や機能性成分の含有率と栽培条件との関係を解析するものである。

本設備を導入することで、複数の成分を連続的に分析することができ、その精度も非常に高いため、多くのサンプルを効率的に処理することができる。また、特定の部品を交換することで、異なる成分の分析が可能であり、将来的な分析項目の拡充等にも柔軟に対応することができる。

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

帯広市内（詳細は別添図のとおり）

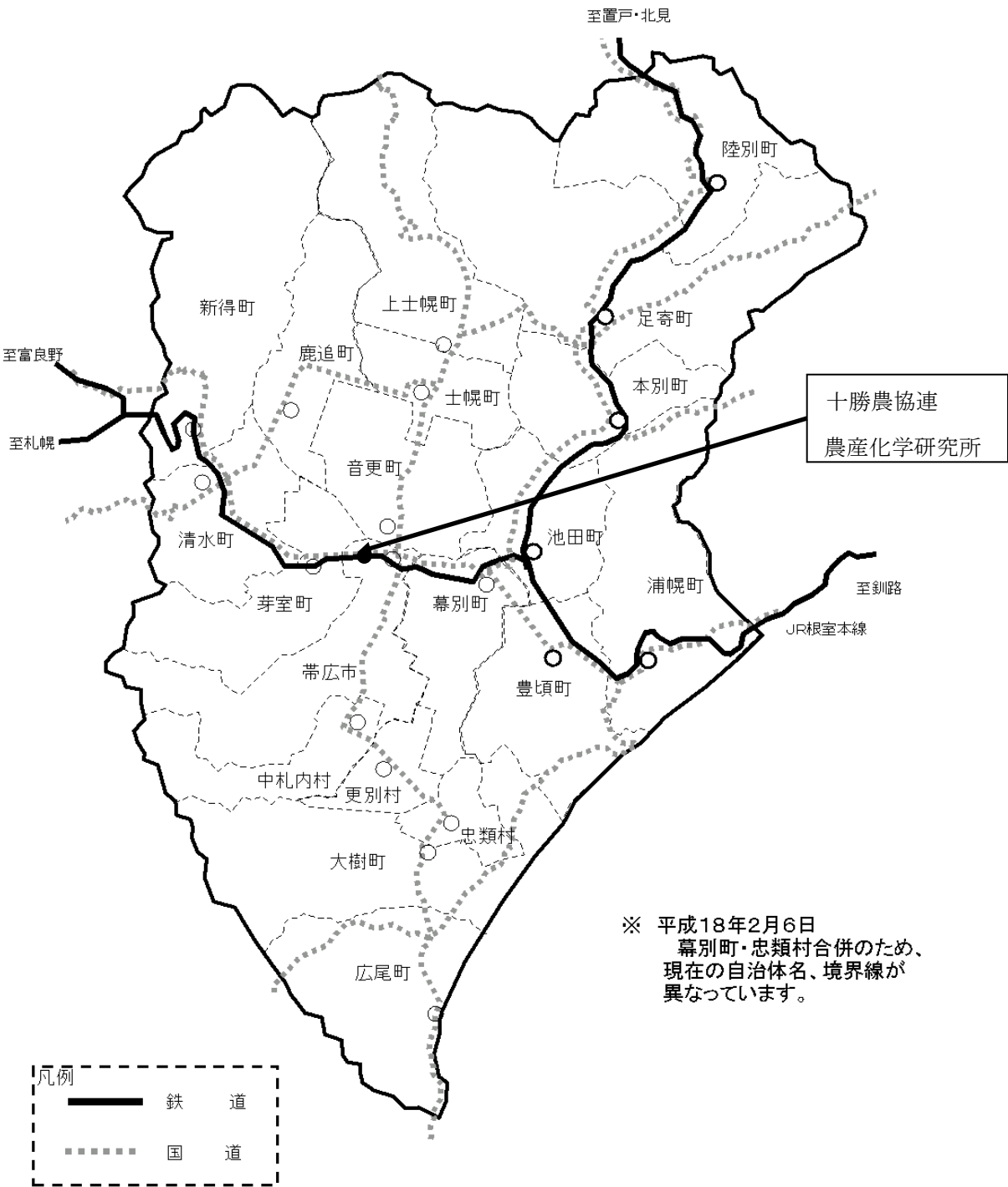
十勝農業協同組合連合会 農産部 農産化学研究所

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

計画認定後法人指定日から事業実施予定（取得予定時期：平成 24 年 8 月）

別添 1－2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>（3－f）別添図

◎ 管内図 ◎



別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

③ 主体が既に特定されている場合

対象事業名	≪農業生産体制強化事業（農業生産技術の高度化）≫別紙 1—2 関係
名称	十勝農業協同組合連合会
住所	〒080-0013 北海道帯広市西 3 条南 7 丁目 1 4 番地 TEL：0155-24-2130
概要	設 立：昭和 23 年 8 月 14 日 業 種：サービス業 業務概要：畑作経営に係る事業の推進 純系無病種子の普及拡大と安定供給 豆類種子の調整ならびに備蓄 小麦種子の調整ならびに消毒 根粒菌等有用資材の開発、製造、普及 組織培養苗の生産配付 飼料、土壌、作物体、堆肥の分析 農作物の残留農薬自主検査 病虫害の検診 酪農・畜産経営に係る事業の推進 乳用牛、肉用牛、馬使用管理技術の普及 乳用牛、肉用牛、馬の遺伝資源向上対策 良質生乳生産および乳房炎防除対策 生乳分析 乳牛の預託、育成 家畜の登録

別紙 1－2　＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞【5／5】

1　特定国際戦略事業の名称

＜農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化）＞（国際戦略総合特区設備等投資促進税制）

2　当該特別の措置を受けようとする者

農事組合法人サンエイ牧場、株式会社ベリオール、士幌町農業協同組合

その他の特区内において農業廃棄物等を活用したバイオガスプラント事業を実施する事業者

3　特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a）当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

家畜ふん尿等を嫌気性発酵により処理する施設（バイオガスプラント）における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を使用し農産物の栄養性・機能性を高め、他地域の同種農産物との差別化を図り、また、同過程で生じるメタンガスを活用するトラフグの閉鎖循環式陸上養殖システムにおいて、無毒トラフグの養殖に関する実証試験といったメタンガスを活用した事業を行う。

バイオガスプラントについては、内陸寒冷地に適した高气密、高断熱構造の発酵槽を備えたバイオガスプラントを試験導入し、内陸寒冷地に適したバイオガスプラント技術の確立を目指す。

さらに、バイオガスプラントの稼働により生じるメタンガスを農業施設の稼働用の燃料に用いることで、昨今の燃料高騰に対応できる安定的な燃料の供給を可能とする。

b）施行規則第 1 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

第 3 項第 6 号　付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業

第 1 項第 3 号　太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスその他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるものの利用に係る研究開発又は供給に関する事業

c）当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性

バイオガスプラントは、家畜ふん尿を効率的に処理することが可能で、発酵過程で生じる液肥やメタンガスも有効活用することができる施設であるが、冬期間に発酵が進まないことで稼働率が低下し、液肥を安定的に生産できないこと、陸上養殖システムについては養殖技術が確立されておらず、施設の運営に当たっては水の加温や浄化にコストがかかること、また、家畜ふん尿の処理に当たっては土壤汚染や悪臭が問題となり、当該地域で生産される農産物のブランド価値を傷つけるものであることから、これらの課題を解決することで、食品の輸出及び輸入代替の促進を目指す北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区としての取組は、より推進されるものである。

本事業は、通年の安定的稼働が可能なバイオガスプラントに関する技術の確立を目指すことにより、良質な液肥の安定供給や陸上養殖システムの低コストな運用、さらに、燃料価格の高騰に対応できる安定的

なエネルギーの確保に寄与する。また、クリーン農業により消費者の信頼性を高めるため、環境負荷の原因となっている家畜ふん尿の適切な処理を図るものであり、本事業は輸出拡大や輸入代替に寄与する国際競争力の強化に資する取組と位置付けられる。

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

(1) バイオガスプラント一式（農事組合法人サンエイ牧場、株式会社ベリオーレ、その他の特区内において農業廃棄物等を活用したバイオガスプラント事業を実施する事業者 それぞれ一式、士幌町農業協同組合 一式四か所）

本バイオガスプラントは、熱収支を改善した「高性能メタン発酵システム」（発酵槽に高気密・高断熱構造を適用したシステム）である。

これまで、北方寒冷地では、冬期間の寒冷に伴い発酵速度が低下し、液肥やバイオガスの発生量が低下していたが、本設備を導入することにより通年の安定的稼働が可能となり、冬期間の効率低下の課題を解決するものである。

(2) 陸上養殖施設一式（株式会社ベリオーレ）

本陸上養殖施設は、オゾン吸着浄化機能を有した閉鎖循環式陸上養殖システムを装備したものである。本システムは養殖技術が確立されておらず、また、加温や水質維持等に大量のエネルギーを必要とするところ、バイオガスプラントからの電気及び熱の安定供給を行うことで、エネルギーの課題を解決し、無毒トラフグの生産技術の実証を行うことができる。

e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者

上記「2 当該特別の措置を受けようとする者」と同じ。

f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域

農事組合法人サンエイ牧場に係る事業区域 大樹町内（詳細は別添図のとおり）

株式会社ベリオーレに係る事業区域 士幌町内（詳細は別添図のとおり）

士幌町農業協同組合 士幌町内（詳細は別添図のとおり）

その他の特区内において農業廃棄物等を活用したバイオガスプラント事業を実施する事業者に係る事業区域（詳細は別添図のとおり）

g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

計画認定後法人指定日から事業実施予定

農事組合法人サンエイ牧場に係る設備等の取得予定時期：平成 24 年 9 月

株式会社ベリオーレに係る設備等の取得予定時期：平成 24 年 10 月

士幌町農業協同組合に係る設備等の取得予定時期：平成 25 年 1 月

その他の特区内において農業廃棄物等を活用したバイオガスプラント事業を実施する事業者に係る設備等の取得予定時期：平成 25 年 12 月以降順次設備取得予定

別添 1－2 ＜国際戦略総合特区設備等投資促進税制＞（3－f）別添図

（ア）農業組合法人サンエイ牧場に係る別添図

大樹町の位置

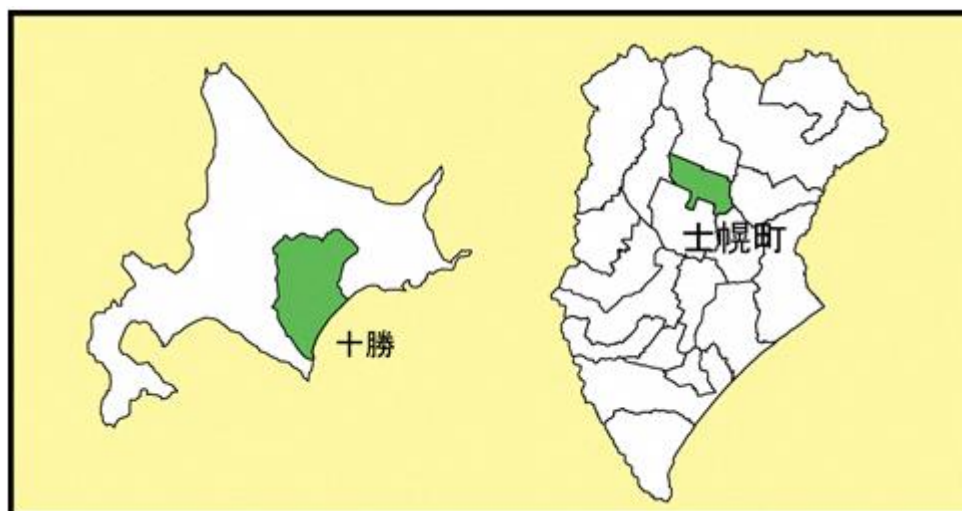
面積：816.38 k m²



バイオガスプラントの建設地：広尾郡大樹町字日方 5 番地 1 地先

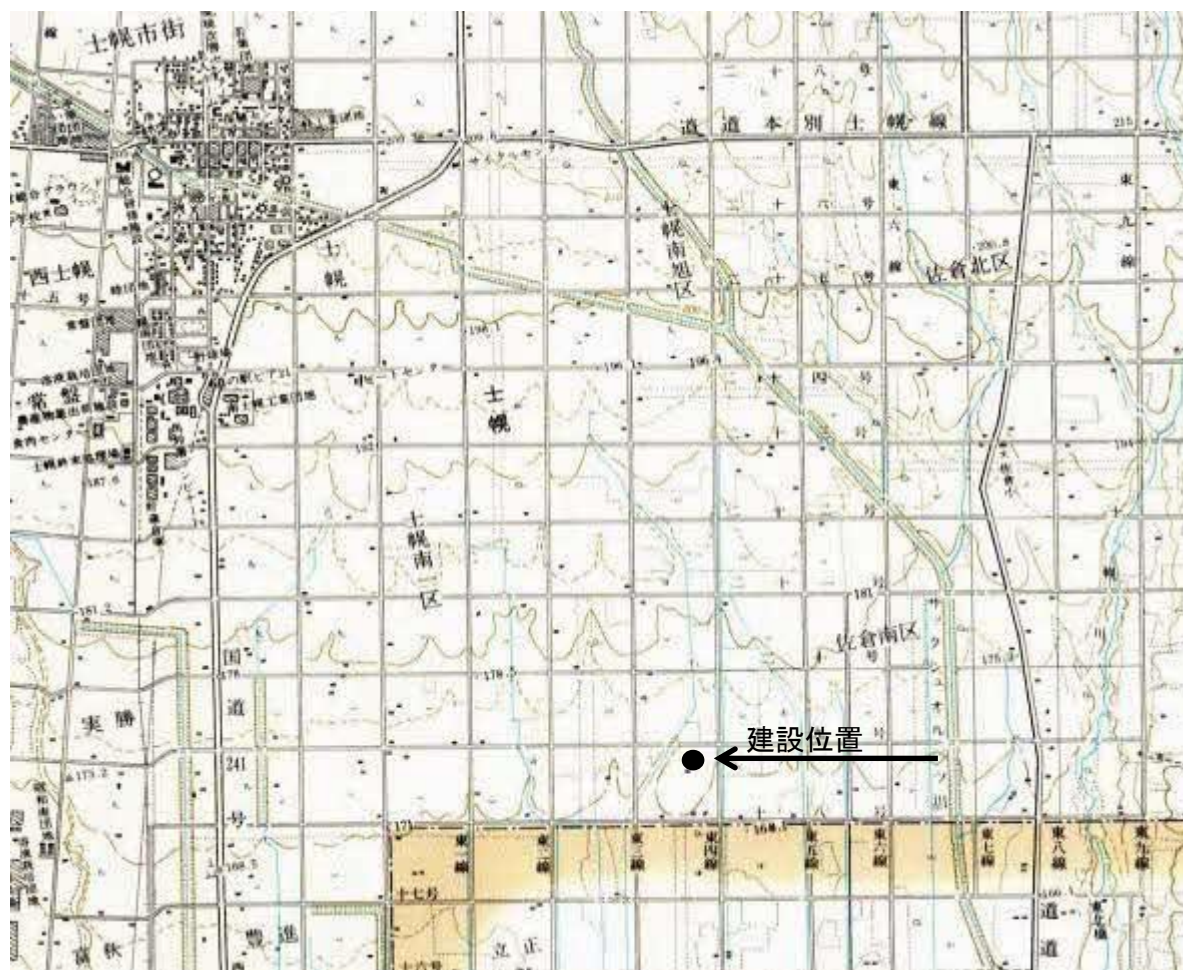


(イ) 株式会社ベリオーレに係る別添図

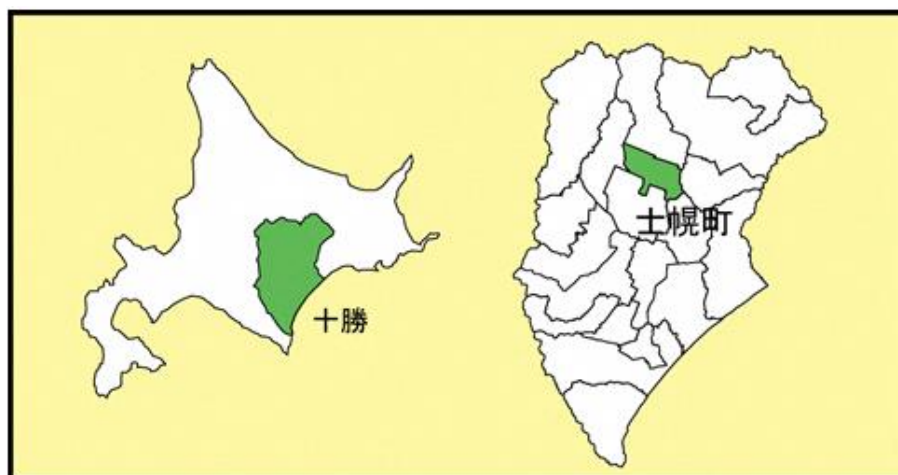


バイオガスプラント施設の建設地：士幌町字中士幌東4線107番地

陸上養殖施設の建設地：士幌町字中士幌東4線109番地



(ウ) 士幌町農業協同組合に係る別添図



バイオガスプラント施設の建設地：

士幌町字中音更西４線１６６番地

士幌町字中士幌東７線１１６番地

士幌町字中士幌２０番地

士幌町字士幌東８線１３３番地



(エ) 農事組合法人日昭牧場に係る別添図

大樹町の位置

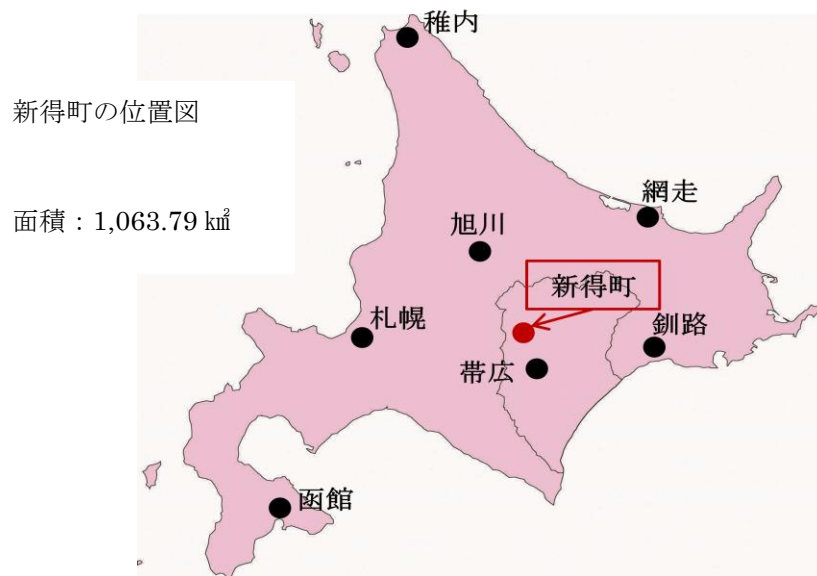
面積／816.38平方キロメートル



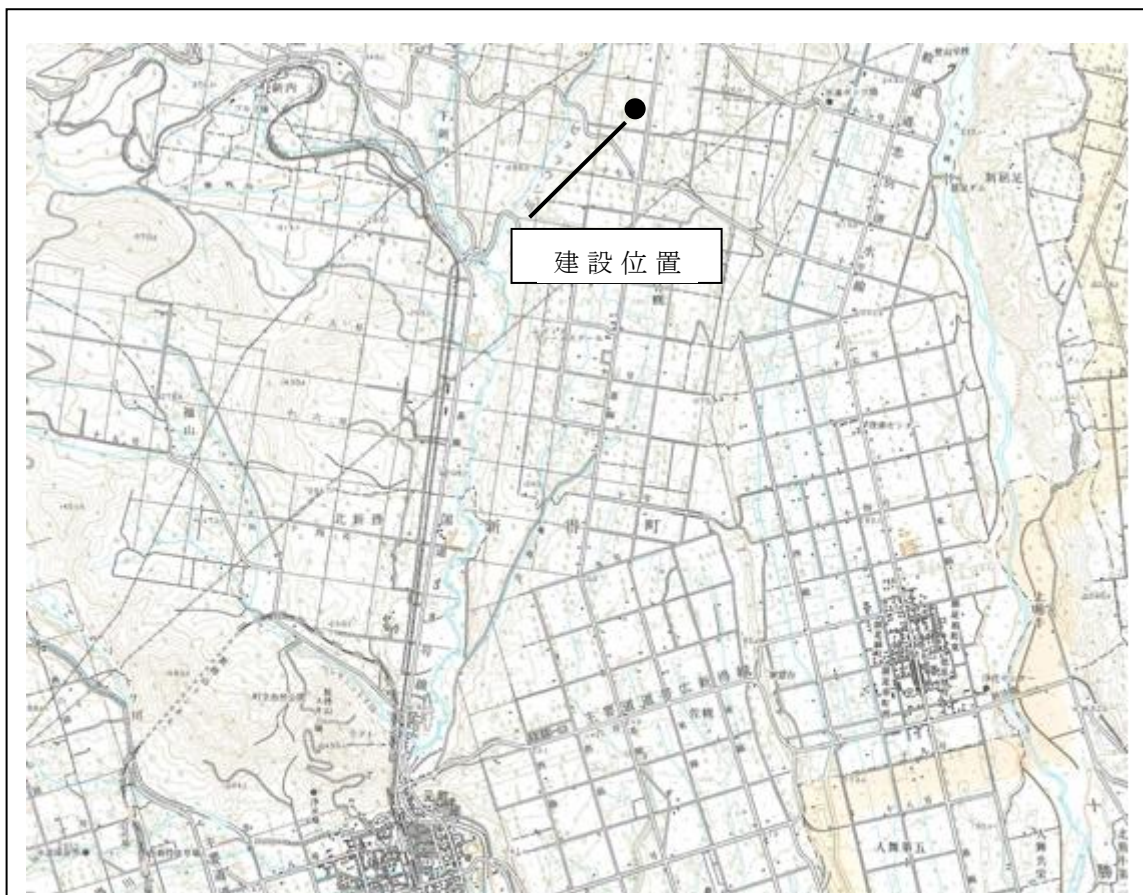
バイオガスプラントの建設地：広尾郡大樹町字日方331番地、329番地の一部



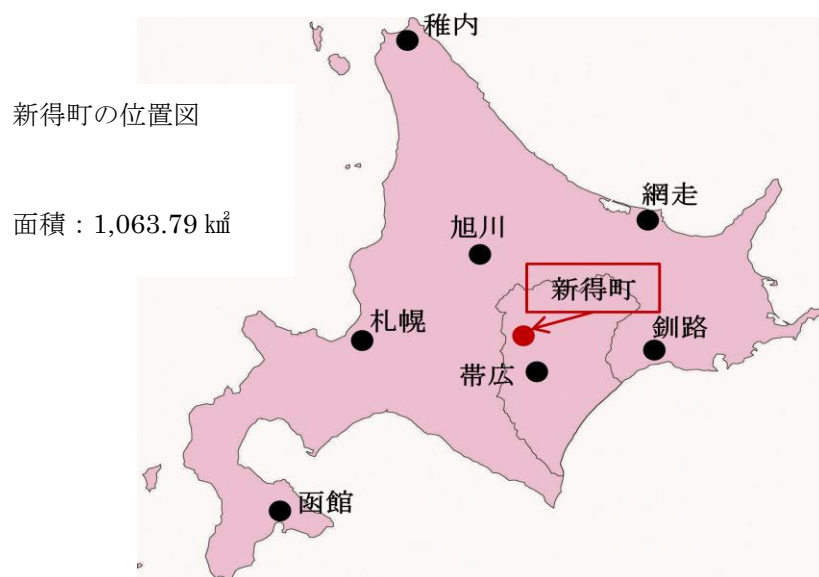
(オ) 有限会社友夢牧場に係る別添図



バイオガスプラントの建設地：新得町字上佐幌基線 106 番地



(カ) 十勝・新得バイオガス株式会社に係る別添図



バイオガスプラントの建設地：新得町字屈足東1線84番地



(キ) 有限会社銀河牧場に係る別添図

陸別町の位置図

面積：608.90 平方メートル



バイオガスプラントの建設地：足寄郡陸別町字利別川上原野 3 線 109 番地 2 の一部



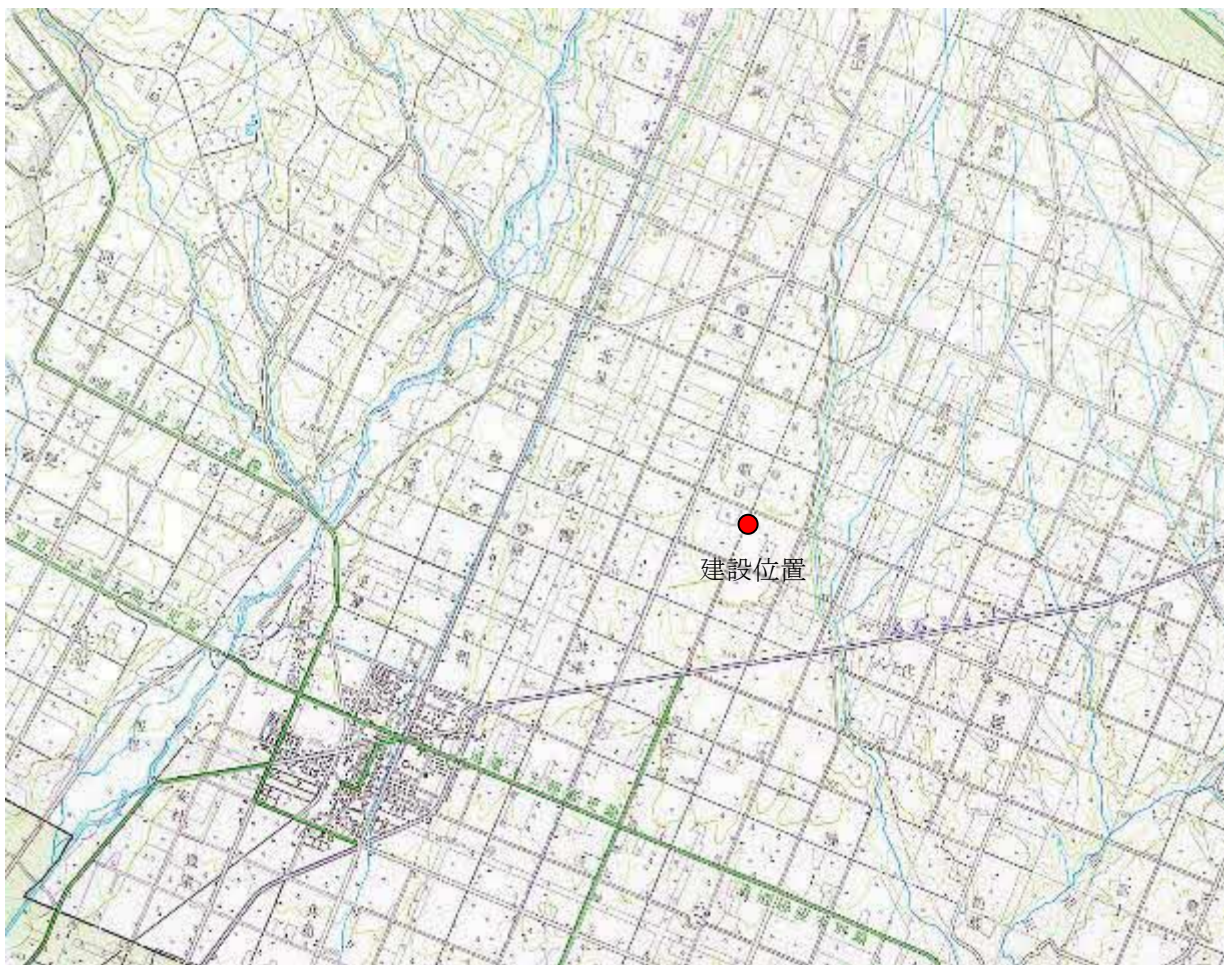
(ク) 有限会社ドリームヒルに係る別添図

上士幌町の位置図

面積：696.00 平方メートル



バイオガスプラントの建設地：河東郡上士幌町字居辺東7線279番地



(ケ) 株式会社上士幌町資源循環センターに係る別添図

上士幌町の位置図

面積：696.00 平方キロメートル

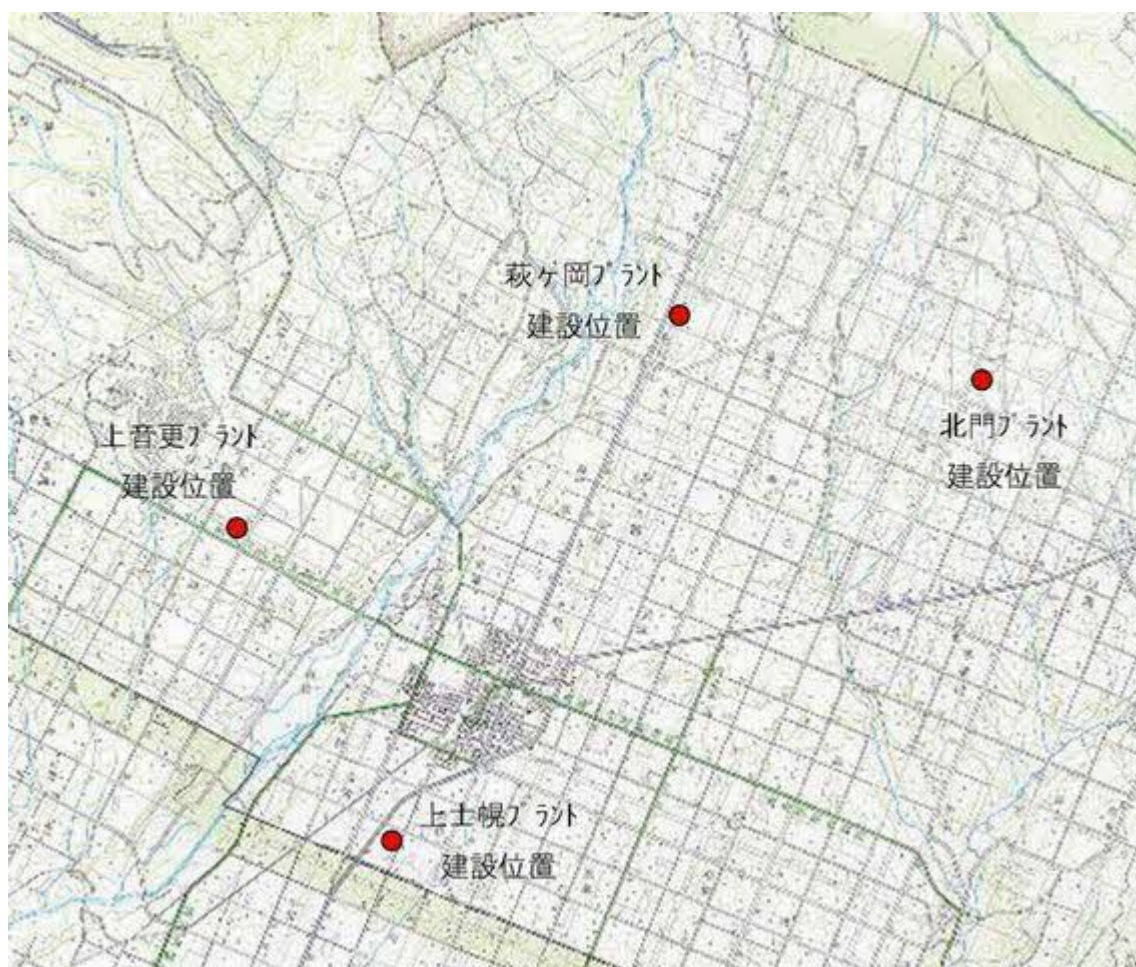


バイオガスプラントの建設地：河東郡上士幌町字上音更東1線272番地（上音更集中プラント）

河東郡上士幌町字上士幌西1線213番地（上士幌集中プラント）

河東郡上士幌町字居辺364番地（北門集中プラント）

河東郡上士幌町字上士幌東3線302番地（萩ヶ岡集中プラント）



(コ) 株式会社山本牧場に係る別添図

音更町の位置図

面積：466.02 平方メートル



バイオガスプラントの建設地：河東郡音更町字東士狩西6線53番地



(サ) 足寄町農業協同組合に係る別添図



バイオガスプラント建設地：足寄郡足寄町芽登 3 7 5 9 - 1



別添 3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

④ 主体が既に特定されている場合

(ア) 3 d) (1) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化） 》別紙 1—2 関係
名称	農事組合法人サンエイ牧場
住所	〒089-2124 北海道広尾郡大樹町字日方5番地1 TEL：01558-7-7382
概要	設 立：平成6年2月10日 3戸の農家により農事組合法人として設立登記 業 種：酪農業、肉用牛生産業 業務概要：肉用牛の飼育販売 乳用牛の飼育販売 生乳の生産販売 畑作物の生産販売 (参考) 従業員 22名（構成員5名・正社員11名・パート3名・技能実習生3名） 乳牛頭数 1,527頭（うち搾乳牛849頭） 肉用牛 111頭 耕作地 556ha (平成23年7月現在)

(イ) 3 d) (1) (2) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガспラントの高効率化） 》別紙1－2関係
名称	株式会社ベリオーレ
住所	〒080－1282 北海道河東郡士幌町字下居辺西2線134番地 TEL：01564－5－3630
概要	設　　立：平成13年5月1日 業　　種：宿泊業 業務概要：温泉旅館の営業 飲食店の経営及び食料品の販売 温泉施設管理業務 一般廃棄物収集運搬業務 バイオマス事業 道の駅しほろ温泉管理運営 しほろ温泉パークゴルフ場管理運営温泉旅館経営

(ウ) 3 d) (1) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガスの高効率化）》別紙1—2関係
名称	士幌町農業協同組合
住所	〒080-1200 北海道河東郡士幌町字士幌西2線159番地 TEL：01564-5-2311
概要	設 立：昭和23年2月20日 業 種：サービス業 業務概要：信用事業 購買事業 販売事業 利用事業 加工事業 指導事業

(エ) 3 d) (1) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業(農業廃棄物等を活用したバイオガスの高効率化)》別紙1—2関係
名称	農事組合法人日昭牧場
住所	〒089-2124 北海道広尾郡大樹町字日方331番地 電話 01558-6-3321 Fax 01558-6-5321
概要	設 立：平成8年2月9日 4戸の農家により農事組合法人として設立登記 業 種：酪農業 業務概要：乳用牛の飼育販売 生乳の生産販売 家畜ふん尿等を嫌気性発酵により処理する施設（バイオガスプラント） における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を使用し農産物の栄養性・機能性を高め、他地域の同種農産物との差別化を図る事業 (参考) 従業員 22名（構成員6名・正社員6名・パート6名） 乳牛頭数 950頭（うち搾乳牛550頭） 飼料畑 230ha (平成25年8月現在)

(オ) 3 d) (1) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業(農業廃棄物等を活用したバイオガスの高効率化)》別紙1—2関係
名称	有限会社友夢牧場
住所	〒081-0035 北海道上川郡新得町上佐幌基線108 電話 0156-69-6006 Fax 0156-69-6006
概要	設 立：平成12年3月24日 業 種：酪農業 業務概要：乳用牛の飼育 生乳の生産販売 家畜ふん尿等を嫌気性発酵により処理する施設(バイオガスプラント)における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を使用し農産物の栄養性・機能性を高め、他地域の同種農産物との差別化を図る事業 (参考) 従業員 21名(構成員7名・正社員13名・パート1名) 乳牛頭数 925頭(うち搾乳牛800頭) 耕作地 231ha (平成26年8月現在)

(カ) 3 d) (1) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化》別紙1—2関係
名称	十勝・新得バイオガス株式会社
住所	〒081-0031 北海道上川郡新得町1条南3丁目 TEL 0156-64-5433
概要	設 立：平成27年1月20日 業 種：サービス業 業務概要：家畜ふん尿等を嫌気性発効により処理する施設（バイオガスプラント） における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を販売し農作物の栄養性・機能性を高め、他地域の同種農作物との差別化を図る事業

(キ) 3 d) (1) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化》別紙1—2関係
名称	有限会社銀河牧場
住所	〒089-4357 北海道足寄郡陸別町字利別川上原野4線110番地 TEL 0156-27-9355
概要	設 立：平成16年7月8日 業 種：酪農業 業務概要：乳用牛の飼育販売 生乳の生産販売 家畜ふん尿等を嫌気性発酵により処理する施設（バイオガスプラント） における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を使用し、農産物の栄養 性・機能性を高めることで乳牛の健康被害を改善するものであり、また、 同プラントから発生するエネルギーを有効に活用し、農業生産体制を強 化・確立させる事業

(ク) 3 d) (1)に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガспラントの高効率化》別紙1—2関係
名称	有限会社ドリームヒル
住所	〒080-1406 北海道河東郡上士幌町字居辺東7線277番地 TEL 01564-9-2055
概要	設 立：平成15年1月9日 業 種：酪農業 業務概要：乳用牛の飼育販売 生乳の生産販売 家畜ふん尿等を嫌気性発酵により処理する施設（バイオガспラント） における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を使用し農作物の栄養 性・機能性を高め、他地域の同種農作物との差別化を図る事業

(ケ) 3 d) (1) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化》別紙 1－2 関係
名称	株式会社上士幌町資源循環センター
住所	〒080-1408 北海道河東郡上士幌町字上士幌西 1 線 2 1 3 番地 1 <u>TEL 01564-9-2222</u>
概要	設 立：平成 2 9 年 1 月 6 日 業 種：サービス業 業務概要：バイオガスプラント管理・運営 家畜ふん尿等を嫌気性発酵により処理する施設（バイオガスプラント） における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を販売し農作物の栄養 性・機能性を高め、他地域の同種農作物との差別化を図る事業

(コ) 3 d) (1) に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化）》別紙1－2 関係
名称	株式会社山本牧場
住所	〒080-1406 北海道河東郡音更町字東土狩西 6 線 53 番地 TEL 0155-42-4403
概要	法人設立：昭和56年1月14日 営農類型：酪農業、畑作業 経営概要：乳用牛の飼育 生乳の生産・販売 自給飼料の生産 小麦・豆類・てん菜等の生産・販売 家畜ふん尿等を嫌気性発酵により処理する施設（バイオガスプラント） における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を使用し農作物の栄養性・機能性を高め、他地域の同種農作物との差別化を図る事業

(サ) 3 d) (1)に係る主体

対象事業名	《農業生産体制強化事業（農業廃棄物等を活用したバイオガスプラントの高効率化）》別紙1－2関係
名称	足寄町農業協同組合
住所	〒089-3713 北海道足寄郡足寄町南3条1丁目18番地 TEL：0156-25-2131
概要	設　　立：昭和23年4月10日 業　　種：サービス業 業務概要：営農指導事業、経済事業、信用事業、共済事業 家畜ふん尿等を嫌気性発酵により処理する施設(バイオガスプラント)における発酵過程で生じる施肥効果の高い液肥を使用し、農産物の栄養性・機能性を高め、他地域の同種農作物との差別化を図る。 家畜ふん尿処理施設として共同利用型のバイオガスプラントを建設し、成牛換算で約1,000頭、年間25,000tを処理し、液肥を生産して酪農家をはじめ畑作農家にも販売を行う。 また、再生敷料を製造し、酪農家で利用するほか、同プラントから発生するエネルギーについては、プラントを稼働する電力として消費するとともに、余剰分については、電力会社に売却し、農業由来の未利用バイオマスの有効活用と酪農家の堆肥処理に係る労力の削減による農業経営の安定化を図る。

別紙 1－4 <地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業群創出事業)>【1／11】

1 一般国際戦略事業の名称

<食品有用性評価ネットワーク形成支援事業>

(地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業群創出事業))

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

本特区構想における食品安全性・有用性研究評価プラットフォームにおいて、有用性評価システムのより一層の活用に向けた産学ネットワークの形成を図る。具体的には、総合特区の指定に対応して、ヒト介入試験システムを強化するため、大学と企業の間を取り持つコーディネーターを配置し、更なる機能強化と活用促進を図る。

② 支援措置の内容

国内外の有用性食品素材の成分分析、安全性・有用性試験結果のデータベース化、安全性・有用性検査手法(臨床試験を含む)および評価手法に係る共同研究等に取り組む「食品安全性有用性研究評価プラットフォーム」において、実施機関と関係業界とのネットワークの形成を促進し、有用性評価システムの強化を図るため、食品臨床試験に精通した、試験実施機関と試験依頼者との間を結び付けるためのコーディネーターを配置し、普及啓発等の関連事業を実施する。

③ 事業実施主体

学校法人電子開発学園、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター

④ 事業が行われる区域

江別市

⑤ 事業の実施期間

平成 23 年度～平成 24 年度

⑥ その他

別紙 1－4　＜地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業群創出事業)＞【2／11】

1　一般国際戦略事業の名称

＜輸出ネットワーク化事業＞

（地域新成長産業創出促進事業費補助金(地域新成長産業群創出事業)）

2　一般国際戦略事業の内容

①　事業概要

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域」の趣旨を踏まえ、北海道内で産出される農水産物・食品等の道産食材の高付加価値化、ブランド化を促すとともに、東アジア等の食ビジネスに精通した専門家を配置するなどして、道産食材の新市場開拓や販路拡大の支援を行う。

②　支援措置の内容

海外の食ビジネスに精通するコーディネーターをタイ、インドネシア等、戦略的に販路拡大を目指す地域に派遣のうえ、輸出拡大に係る障害等についての情報収集、市場調査を行うほか、商談会等を活用したビジネスマッチングの実施、さらには、現地バイヤーとの商談を進める。また、地域内外の産学官等のネットワークの活用や、新たなビジネスモデルを創出するための研究会等の開催により、海外の市場調査等で得た情報について道内企業にフィードバックし、対象とするエリアの嗜好に合った商品の開発等の支援を行う。

③　事業実施主体

一般社団法人北海道食産業総合振興機構

④　事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤　事業の実施期間

平成 24 年度～平成 25 年度

⑥　その他

別紙 1－4　＜地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業）＞【3／11】

1　一般国際戦略事業の名称

＜輸出ネットワーク化事業（海外（アジア圏・イスラム圏）での商流・物流構築支援事業）＞
（地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業））

2　一般国際戦略事業の内容

①　事業概要

アジア圏の食ビジネスに精通したコーディネーターを派遣し、商談支援やマーケティング拠点の調査を行うとともに、市場が急速に拡大する中東を含むイスラム圏への販路拡大を目指す企業等へのきめ細かなサポートを行う。

②　支援措置の内容

海外の食ビジネスに精通するコーディネーターをタイ、インドネシア等、戦略的に販路拡大を目指す地域に派遣のうえ、輸出拡大に係る障害等についての情報収集、市場調査を行うほか、商談会等を活用したビジネスマッチングの実施、さらには、現地バイヤーとの商談を進める。また、市場が急速に拡大するイスラム圏へ輸出を希望する企業等により構成する「ハラルフード研究会」の開催を通して課題、手法等を共有するほか、中東での北海道フェア等へ、ハラル対応の製品分析・改良等を行った商品を出展させることで、輸出の契機とする。

③　事業実施主体

一般社団法人北海道食産業総合振興機構

④　事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤　事業の実施期間

平成 25 年度

⑥　その他

別紙 1－4　＜地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業）＞【4／11】

1　一般国際戦略事業の名称

＜食品有用性評価ネットワーク形成支援事業（食品の安全性・機能性評価手法を活用した新規機能性食品の開発・事業化促進事業）＞
（地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業））

2　一般国際戦略事業の内容

①　事業概要

北海道内において、食品機能性評価手法を活用した新規機能性食品の開発・事業化により、北海道産農林水産素材の付加価値向上・ブランド化を図り、海外への輸出と輸入食品の代替を促進する事業を行う。

②　支援措置の内容

産学官による研究会を設置し、①保健機能性があると想定されるモデル素材の選定、②モデル素材の機能性データの調査検証を行うとともに、③モデル素材の機能性の紹介や活用法に関するマニュアルを作成するほか、食品企業等と連携し、企業等の保有素材（原材料や工程副産物等）の機能性評価試験の実施や専門家によるコンサルティングを行い、新規機能性素材・食品の開発・試作に繋げるとともに、「北海道の食品機能表示制度」の認証取得に向けた取組を加速化させる。また、北海道及び沖縄の特徴ある農水産素材（長いもやウコンなど）を、両地域の評価ツールやフィールドを使い機能性を相互に調査するとともに、新たな機能性素材としての可能性を検討する。

③　事業実施主体

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター

④　事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤　事業の実施期間

平成 25 年度

⑥　その他

別紙 1-4 <センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム>【5/11】

1 一般国際戦略事業の名称

<研究開発拠点の拡充とネットワークの強化事業（北海道大学COI「食と健康の達人」）>
（センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム）

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

北海道大学で培った食や創薬・医療等に関する先駆的な成果をもとに、食・情報・機器・創薬・医療関連企業群とともに関連事業の創出を行う。連動して、地方自治体・食生産拠点や薬局・医療機関を情報ネットワークで繋ぎ、「健康創造拠点としての家庭」を可能とする地域システムを創出する。

② 支援措置の内容

人の健康とまちの健康（経済、地方創生、働き方）が両立する社会イノベーションを目指す。腸内環境など健康度を測ることができる新しい「健康ものさし（評価系）」の開発とICTを活用した「セルフヘルスケア」の仕組みをつくり、個人の健康状態に合わせた最適な「美味しい食、楽しい運動」の商品・サービスを自治体と共に開発し、地方創生に繋げていく。そして、持続的でプレママ・子育て世代から高齢者までが笑顔あふれる「健康コミュニティ」を構築していく。

また、SDGsの対応として、新しい保存方法の確立、バリューチェーンの構築により、廃棄ロスの半減を目指している。

北海道大学を中心に、筑波大学、北里大学、北海道内の自治体、30社を超える企業・機関が参画して、以下の研究開発を推進する。

- 1) セルフヘルスケアプラットフォーム：個人の健康状態をリアルタイムに把握し、自立的で継続的な行動変容を楽しく促すしくみ、サービスをコミュニティで実現する。AI、IoTの応用と、数理的な分析へと発展させる。
- 2) 健康ものさし：腸内環境、脂質、たんぱく質、下肢筋機能、バランス力、睡眠、口腔周囲筋等を指標として健康を測る画期的評価系（健康ものさし）の開発とサービスを実現する。漢方診断の形式知化・客観化を進めるとともに漢方薬の品質保証体制を構築し、身近な疾病予防手段として世界へ発信する。
- 3) 美味しい食・楽しい運動：自治体・地元との連携により食材や食品の開発、サービスの開発により地方創生への貢献を行っている。また、新触媒による野菜等の新保存技術の開発により、廃棄ロス削減と新しいバリューチェーンの構築を行う。ならびに、人が楽しんで行える認知機能改善の運動プログラムの開発を行う。
- 4) 健康コミュニティ：研究開発成果の社会実装を行い、コミュニティやリアルな場づくりを通して、健康経営との連携により、自立型地域包括ケアと地域創生を持続させる仕組みを構築する。また、母子の健康を出産前から、子育て、子供の成長を便、母乳、血液などを長期にわたってフォローする世界に例を見ないリアルタイムコホート研究を行う。

5) 社会実装：自治体と連携し、地域の課題解決、地方創生に向けたマーケティングやビジネスモデルの構築を岩見沢市、札幌、十勝、函館等の特区内外と連携し推進している。

③ 事業実施主体

国立大学法人北海道大学

④ 事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外（特区外でも岩見沢市、余市町ほかと事業連携）

⑤ 事業の実施期間

平成25年度～令和3年度

⑥ その他

- ・スマート農業（SIP）連携での食のバリューチェーンの構築を自治体、生産者と推進
- ・北海道のワイン産業の発展に向け、北海道大学、道内ワイナリー、自治体と連携し、醸造、ぶどう生産等の研究開発を推進している。（岩見沢市、余市町、十勝等）

別紙１－４　＜次世代施設園芸技術習得支援事業（次世代施設園芸拡大支援事業）＞【６／１１】

１　一般国際戦略事業の名称

＜生産体制の強化＞

（次世代施設園芸技術習得支援事業（次世代施設園芸拡大支援事業））

２　一般国際戦略事業の内容

①　事業概要

野菜、花き、果樹などの園芸作物をビニールハウスなどを利用して栽培する施設園芸については、長期貯蔵が困難な野菜を年間を通して安定的に供給する上で重要なものであるが、農業従事者の高齢化等により施設園芸農家数及び面積は減少傾向にあり、今後とも野菜の安定供給を確保するためには、ICT を活用した環境制御技術の導入等による施設園芸の高度化を推進し、より一層生産性の向上を図る必要がある。

このため、平成 26 年から 28 年にかけて次世代施設園芸導入加速化支援事業により整備した次世代施設園芸北海道拠点等において得られた知見等について、生産者への普及啓発活動等を展開し、本道の施設園芸全体に波及させることにより、生産性の高い高度な施設園芸の一大産地化が図られる。

②　支援措置の内容

- 1) 次世代施設園芸への転換促進検討会の開催
- 2) 技術の実証成果の普及・情報発信

③　事業実施主体

北海道

④　事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤　事業の実施期間

平成29年度～令和元年度

⑥　その他

別紙 1－4　＜生鮮魚介類の鮮度指標、及びその測定方法の JAS 化(新たな種類の JAS 規格調査委託事業)＞【7／11】

1　一般国際戦略事業の名称

＜生産体制の強化＞

（生鮮魚介類の鮮度指標、及びその測定方法の JAS 化（新たな種類の JAS 規格調査委託事業））

2　一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

「生鮮魚介類の新鮮度」、「鮮度測定方法」、「生鮮魚介類の品位及び高品位保持管理体制」及び「高品位生鮮魚介類の取り扱い方法」の 4 項目について規格化を図る。

これらの規格を実現するため、平成 29 年の JAS 法改正に伴い、新たな JAS 規格等の制定等までの一般的な流れに従い進める予定であるが、素案作成から原案の作成、および JAS 規格原案の申し出から規格の制定を円滑に進めるために、とくに以下の 2 項目を先行して JAS 化を図ることとする。

1) 生鮮魚介類の鮮度指標の JAS 化

寿司、刺身など魚介類の生食が一般的な我が国において、“新鮮さ”は最も重要な品質要素である。新鮮な魚介類は高値で取り引きされ、新鮮な原料からは品質の良い加工品が製造される。しかしながら、現状、魚介類の新鮮さは目利きにより感覚的に判断され、明確な定量的定義がない。ここでは生鮮魚介類の“新鮮さ”を、生体のエネルギー物質であるアデノシン三リン酸（ATP）の関連物質含量をもとにした計算値で定義し、規格化することを提案する。

2) 鮮度指標の測定方法の JAS 化

上記の ATP 関連成分の分析機器による分析手法は既に確立しており、全国の大学や水産試験場において研究目的で分析が行われているが、これらの成分は魚体内においては内因性の酵素などにより速やかに分解されるなど環境条件の影響も考えられるため、正確な分析を行うためには被測定物の処理条件も含め、分析条件を明確に規定し、それなりのテクニックが必要となることがわかっている。ここでは、ATP 関連成分の定量方法の標準化を図る。抽出、分析の各操作を規格化する。

② 支援措置の内容

調査を進めるために設立する鮮度 JAS 化プロジェクトチームに対する活動予算（分析費、試料購入費、旅費、会議費、講師等の謝金他）の支援を受ける。

③ 事業実施主体

公益財団法人函館地域産業振興財団

④ 事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤ 事業の実施期間

平成30年度～令和2年度

⑥ その他

別紙1－4　＜食の保健機能研究を基盤にした健康情報科学と情報通信技術の融合による健康長 寿社会の創生（私立大学等経常費補助金）＞【8／11】

1　一般国際戦略事業の名称

＜研究開発拠点の拡充とネットワークの強化＞

（食の保健機能研究を基盤にした健康情報科学と情報通信技術の融合による健康長寿社会の創生（私立大学等経常費補助金））

2　一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

北海道情報大学で構築された「科学的根拠に基づいた食品機能評価の仕組み（江別モデル）」に情報通信技術を融合した新規研究を進め、地域の健康寿命延伸と健康長寿産業の事業化を目指す。また、江別市及び近隣市町村への地域展開により国全体で進めている健康長寿社会の創生に貢献する。

② 支援措置の内容

本事業では、北海道情報大学の強みである健康情報科学と情報通信技術を融合した「食と健康と情報の融合によるライフイノベーション」を江別市及び近隣市町村へ地域展開するため、①研究的アプローチによる「食による予防と健康維持に関する研究を推進」、②教育的アプローチによる「地域で活躍する健康情報科学、情報通信技術の人材育成」、③社会的アプローチによる「地域における健康維持に係る意識向上を推進」を行う。これらの取組を通して、「食の機能性研究を基盤にした健康情報科学と情報通信技術の融合による健康長寿社会の創生を行う大学」として新たな研究ブランドを確立し、北海道内および我が国全体へ情報を発信する。

③ 事業実施主体

北海道情報大学

④ 事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤ 事業の実施期間

平成30年度～令和2年度

⑥ その他

別紙 1-4 <群飼育下の乳用雌哺育牛から体調不良個体を早期検出するリアルタイムモニタリング技術の開発（イノベーション創出強化研究推進事業）>【9／11】

1 一般国際戦略事業の名称

<生産体制の強化>

（群飼育下の乳用雌哺育牛から体調不良個体を早期検出するリアルタイムモニタリング技術の開発（イノベーション創出強化研究推進事業））

2 一般国際戦略事業の内容

① 事業概要

わが国の生乳生産の安定化のためには、哺育牛の早期疾病対策による損耗低減が必要である。しかし、早期疾病対策に要する体調不良個体の発見は、哺育牛の群飼育が一般化し、労働力が不足する中では困難な状況にある。疾病対策に向けた哺育管理を平易化する自動化技術の開発は喫緊の課題である。本研究は、哺育牛群の健康指標（体温、行動、容姿）の常時全頭モニタリングによって体調不良個体を早期検出する技術の開発を目的とする。

② 支援措置の内容

哺育牛群の健康指標（体温、行動、容姿）の常時全頭モニタリングによって体調不良個体を早期検出する技術の開発に対する支援。

③ 事業実施主体

北海道大学、酪農学園大学、北海道立総合研究機構、株式会社CSソリューション、古河電気工業株式会社

④ 事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤ 事業の実施期間

令和2年度～令和4年度

⑥ その他

**別紙 1－4　＜輸出促進のための生鮮水産物の品質制御と鮮度の“見える化”技術の開発
（イノベーション創出強化研究推進事業）＞【10／11】**

1　一般国際戦略事業の名称

＜生産体制の強化＞

（輸出促進のための生鮮水産物の品質制御と鮮度の”見える化”技術の開発（イノベーション創出強化研究推進事業））

2　一般国際戦略事業の内容

①　事業概要

海外輸出を目的とした鮮度保持技術と鮮度測定の標準化を目指す。日本の生鮮水産物の品質を保証し、鮮度の優位性を確保するためには欧州基準とは異なる我が国開発の鮮度試験法の国際標準化が必要である。

②　支援措置の内容

生鮮水産物の品質制御と鮮度の”見える化”技術の開発に対し財政支援する。

③　事業実施主体

（公財）函館地域産業振興財団

④　事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤　事業の実施期間

令和3年度～令和4年度

⑥　その他

別紙１－４　＜電動ロボットによるスマートぶどう栽培システムの開発（イノベーション創出強化研究推進事業）＞【１１／１１】

１　一般国際戦略事業の名称

＜生産体制の強化＞

（電動ロボットによるスマートぶどう栽培システムの開発（イノベーション創出強化研究推進事業））

２　一般国際戦略事業の内容

①　事業概要

サイバー空間とフィジカル空間とその融合と循環を図るサイバーフィジカルシステムを基礎として、ブドウ生産のスマート化を実現する。農業従事者の減少と高齢化により、北海道の今後の果樹生産の持続性が懸念される中、スマート化により若者にとって希望の持てる魅力ある産業にする。

②　支援措置の内容

電動ロボットによるスマートぶどう栽培システムの開発に対し財政支援する。

③　事業実施主体

北海道大学、北見工業大学、北海道立総合研究機構、北海道ワイン（株）、豊田通商（株）、東日本電信電話（株）

④　事業が行われる区域

国際戦略総合特別区域内外

⑤　事業の実施期間

令和３年度～令和４年度

⑥　その他

別紙 1－5　＜国際戦略総合特区支援利子補給金＞【1／3】

1 特定国際戦略事業の名称

＜研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業＞（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

別紙金融機関一覧表のとおり

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

食の付加価値向上を実現するため、農水産物の品種改良および栽培・養殖技術高度化、栽培環境の整備、鮮度保持技術や食品加工技術の向上、食品の安全性・有用性評価、加工食品の試作品開発・ブランディング、製品量産技術の確立などに係る研究開発拠点を3エリアに形成し、食関連企業の集積を図る。

このために、科学的エビデンスに基づく情報発信を担う「食品安全性・有用性研究評価プラットフォーム」、高付加価値商品開発の迅速化を支援する「食品試作・実証プラットフォーム」を構築し、今後設置予定の「密閉型実証研究植物工場(札幌)」「国際水産・海洋総合研究センター(函館)」、大学、研究機関、企業等によるネットワーク体制を確立し、試験分析、技術支援、評価書作成等の一貫受託サービスを提供する。また、農水産物の安定的供給のため、企業等の研究開発や設備投資の促進および経営支援の強化を図る。

指定金融機関は、この研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業の取組みに必要な資金の融資を行う。

これらの取組みは、本特区の政策課題である「食の安全性と付加価値の向上および市場ニーズにマッチした商品供給による国内外の需要の獲得」、および解決策である「国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発および供給体制の確立による、食の生産拡大と高付加価値化の実現」と整合している。

b) 施行規則第3条に規定する該当事業種別(総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目)

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化を行うための拠点を形成する事業

第7号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業

別紙 1－5　＜国際戦略総合特区支援利子補給金＞【2／3】

1 特定国際戦略事業の名称

＜支援基盤の整備事業＞（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

別紙金融機関一覧表のとおり

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a） 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

食の新たな需要創造および国内外の需要に対応した食の販路拡大拠点を実現するため、食品メーカーの製造能力増強、効率的な輸送体制の確立、マーケティングおよびプロモーションの強化、現地販売拠点の設置、販売チャネル開拓、輸出課題解決などの一貫した支援プロジェクトを実施する。

また、食の国際競争力を強化するため、企業向け研究の場を提供し企業集積を促進するとともに、高度な専門性を有する人材の育成、並びに企業等への投資促進や経営支援の強化を図る。

指定金融機関は、この支援基盤の整備事業の取組みに必要な資金の融資を行う。

これらの取組みは、本特区の政策課題である「食の安全性と付加価値の向上および市場ニーズにマッチした商品供給による国内外の需要の獲得」、および解決策である「国内外の市場ニーズに対応した商品開発および供給体制の確立による、食の生産拡大と高付加価値化の実現」と整合している。

b） 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第3号 国際的規模で事業活動を行っている法人のアジア地域その他の地域における当該事業又は新たな事業の拠点を形成する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化を行うための拠点を形成する事業

第5号 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業

第7号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業

別紙 1－5　＜国際戦略総合特区支援利子補給金＞【3／3】

1 特定国際戦略事業の名称

＜農業生産体制強化事業＞（国際戦略総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

別紙金融機関一覧表のとおり

3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容

a） 特定国際戦略事業（国際戦略総合特区支援貸付事業）の内容

畑作農家と畜産農家の連携（耕畜連携）の促進や先駆的技術の活用により、安全で高品質な農畜産物を安定的に供給する生産体制を確立するとともに、農業由来の未利用バイオマスの有効活用による農業経営の安定化をすすめ、農業の国際競争力の強化を図る。

このために、良質堆肥の施用、化学肥料・化学合成農薬の使用削減による地力の向上、家畜飼料の品質確保などによる「安全で高品質な農畜産物の生産強化」、リモートセンシングなど先駆的技術を導入する「農業生産技術の高度化」、農業廃棄物等を活用する「バイオガспラント高効率化」、菜種など油糧作物から直接BDFを製造する「バイオディーゼル燃料の高度化利用」などに取組む。

指定金融機関は、この農業生産体制強化事業の取組みに必要な資金の融資を行う。

これらの取組みは、本特区の政策課題である「食の安全性と付加価値の向上および市場ニーズにマッチした商品供給による国内外の需要の獲得」、および解決策である「農水産物の安全性・品質をさらに高める生産体制の強化」と整合しており、指定金融機関は、これらの取組みに資する企業の設備投資等に対し、必要な資金の貸し付けを行う。

b） 施行規則第3条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第1に掲げる対象事業項目）

第1号 エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び石油代替エネルギーの利用の促進等に関する事業

第4号 新技術の研究開発又はその成果の企業化を行うための拠点を形成する事業

第7号 農林漁業及び関連する産業の体質の強化を図る事業

別紙 1－5　＜国際戦略総合特区支援利子補給金＞　【別紙　金融機関一覧表】

当該特別の措置を受けようとする者

株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社北海道銀行、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社秋田銀行、株式会社北陸銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社北洋銀行、北海道信用金庫、道南うみ街信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、帯広信用金庫、北見信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、函館商工信用組合、十勝信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、函館市亀田農業協同組合、新函館農業協同組合、札幌市農業協同組合、道央農業協同組合、サツラク農業協同組合、帯広市川西農業協同組合、帯広大正農業協同組合、中札内村農業協同組合、更別村農業協同組合、忠類農業協同組合、大樹町農業協同組合、広尾町農業協同組合、芽室町農業協同組合、十勝清水町農業協同組合、新得町農業協同組合、鹿追町農業協同組合、木野農業協同組合、音更町農業協同組合、士幌町農業協同組合、上士幌町農業協同組合、幕別町農業協同組合、十勝池田町農業協同組合、十勝高島農業協同組合、豊頃町農業協同組合、浦幌町農業協同組合、本別町農業協同組合、足寄町農業協同組合、陸別町農業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会、株式会社日本政策投資銀行、株式会社第四銀行、株式会社新生銀行、留萌信用金庫

別紙 1－9　＜地域において講ずる措置＞

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

「生産体制の強化」、「研究開発拠点の拡充とネットワークの強化」、「輸出支援の加速」を 3 本柱とし、以下の取組等を実施

(1) 生産体制の強化

【原材料の国産化の推進】

- ・道産小麦利用転換(北海道)(H24～)

【スマート農業の推進】

- ・制度融資事業(帯広市)(H28～) ※GPS ガイダンス等の導入を対象とした制度融資

【次世代型施設園芸の振興】

- ・北海道次世代施設園芸普及促進事業(北海道)(H29～)
- ・帯広市企業立地補助 ※植物工場を対象化(帯広市)(H28～)

【和牛生産の振興】

- ・黒毛和牛生産振興事業(帯広市)(H27～)

【企業と一次産業の連携促進】

- ・食産業競争力強化促進事業(北海道)(H29～) など

(2) 研究開発拠点の拡充とネットワークの強化

【食の高付加価値化の推進、食の研究開発拠点の形成】

- ・北海道食品機能性表示委員会運営費(北海道)(H25～)
- ・機能性食品・素材バリューチェーン強化パッケージ事業(北海道)(H28～)
- ・食品製造業のマーケティング力強化事業(北海道)(H28～)
- ・食クラスター活動の推進(北海道)(H22～)
- ・健康関連産業研究開発支援事業(札幌市)(H27～)
- ・健康関連産業競争力強化事業(札幌市)(H27～)
- ・新製品・新技術開発支援事業(札幌市)(H29～)
- ・札幌みらい資金貸付金(札幌市)(H23～)
- ・6次産業活性化推進事業(札幌市)(H23～)
- ・機能性食品開発支援補助金(江別市)(H27～)
- ・函館市中小企業融資制度の一部改正(函館市)(H28～)
- ・帯広市「食と健康プロジェクト」
 - ▲帯広市ものづくり総合支援補助金(帯広市)(H24～)
 - ▲公的試験研究機関の研究成果の地域還元(帯広市)(H23～)
 - ▲首都圏企業、自治体等と連携した十勝の魅力発信(帯広市)(H24～)

▲食の高付加価値化推進事業(H29～)(帯広市)

▲十勝産農畜水産物・加工品の付加価値向上販路拡大(帯広市)(H26～)

【人材強化】

- ・食品製造業の人材育成事業(北海道)(H28～)
- ・北海道の食品製造業を支える人材育成事業(北海道)(H27～)
- ・フードバレーとかち人材育成事業(帯広市)(H24～)

【企業誘致による研究・製造拠点化の推進】

- ・北海道産業振興条例に基づく企業の設備投資や研究開発への助成(北海道)(H20～)
- ・企業立地促進事業(札幌市)(H21～)
- ・企業立地等補助金(江別市)(H26～)
- ・函館市企業立地の促進に関する条例(函館市)(H21～)
- ・帯広市企業立地促進条例補助金(帯広市)(S61～) など

(3) 輸出支援の加速

【輸出支援の加速】

- ・道産食品輸出拡大に向けた小口貨物混載輸送検討事業(北海道)(H29～)
- ・道産農畜産物輸出拡大戦略プロモート事業(北海道)(H29～)
- ・道産水産物販路拡大推進事業(北海道)(H29～)
- ・オリンピック・パラリンピック道産農水産物等供給体制構築事業(北海道)(H29～)
- ・インバウンド向け道産品の販路拡大事業(北海道)(H29～)
- ・道産食品販路拡大推進事業(北海道)(H28～)
- ・新規市場食需要開拓推進事業(北海道)(H28～)
- ・道産スイーツ海外ブランド強化事業(北海道)(H28～)
- ・海外アンテナショップ活用による道産食品販路拡大事業(北海道)(H28～)
- ・ホタテガイ海域管理推進事業(北海道)(H14～)
- ・道産水産物輸出市場対策事業(北海道)(H26～)
- ・食品海外販路拡大支援事業(札幌市)(H28～)
- ・外需獲得商材開発支援事業(札幌市)(H28～)
- ・外食産業海外展開支援事業(札幌市)(H26～)
- ・海外市場開拓等促進補助金(江別市)(H25～)
- ・函館市海外販路拡大促進事業(函館市)(H24～) など

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・十勝農業協同組合連合会が十勝管内の全農家を対象としてGAP制度を導入(H23～)

- ・帯広市において、国との協議を踏まえ、農業用貨物自動車の車検伸長に係る実証事業を実施（H25～）

3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・産業分野横断的な研究開発支援を強化するため、（地独）北海道立総合研究機構を設立（H22年4月設置）
- ・フード特区に係る事業の円滑な推進のためのプロジェクトマネジメント組織として、官民の人的・財政的支援のもと「一般社団法人北海道食産業総合振興機構（略称：フード特区機構）」を設立（H24年4月運営開始）
- ・食産業振興のため、北海道庁では食関連産業室、札幌市では食・健康医療産業担当課、3市においても専門部署を設置するなど体制を強化

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・「生産体制の強化」、「研究開発拠点の拡充とネットワークの強化」、「輸出支援の加速」の3本柱ごとに重点プロジェクトを展開（H29～）

【生産体制の強化】

▲企業と一次産業の連携促進等による食産業の競争力強化プロジェクト

「産業連携推進オフィス」の機能を設け、企業への情報発信やニーズ・課題の掘り起こし、マッチングなど、成功事例を創出する取組を展開

【研究開発拠点の拡充とネットワークの強化】

▲「食の臨床試験システム」を核とした食の高付加価値化の研究・製造拠点の集積促進プロジェクト

「食の臨床試験システム」を拡充し、機能性を切り口に各地の食材の付加価値を高め、新商品の開発や製造拠点の集積につながる取組を展開

【輸出支援の加速】

▲海外需要獲得（海外を相手に稼ぐ）プロジェクト

意欲的な中小企業や生産者が実際に輸出に踏み出せるよう、物流やマーケティングを地域や商材単位で共同で取り組むチームづくりや、相手国への輸出に必要とされる加工・物流施設等の国際認証の取得の促進、さらには、今後、大幅な増加を目指す外国人観光客に対し、地域の食品を土産品として一層購入していただくための環境づくりの取組などを展開

※平成29年度取組については、今後、地方議会による審議・議決を経て成立するものであり、変更となる可能性がある。

別添 6 地域協議会の協議の概要 【1 / 20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	札幌市、江別市、函館市、帯広市（帯広・十勝連絡会代表）、北海道、北海道経済連合会、北海道大学、札幌医科大学、酪農学園大学、北海道情報大学、帯広畜産大学、北海道大学大学院水産科学研究院、公立ほこだて未来大学、函館工業高等専門学校、産業技術総合研究所北海道センター、北海道立総合研究機構、農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会、北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、北海道貿易物産振興会、さっぽろ産業振興財団、十勝圏振興機構、函館地域産業振興財団、北海道科学技術総合振興センター株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社北海道銀行、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社秋田銀行、株式会社北陸銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社北洋銀行、札幌信用金庫、函館信用金庫、渡島信用金庫、江差信用金庫、小樽信用金庫、旭川信用金庫、帯広信用金庫、北見信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、函館商工信用組合、十勝信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、函館市亀田農業協同組合、新函館農業協同組合、札幌市農業協同組合、道央農業協同組合、サツラク農業協同組合、帯広市川西農業協同組合、帯広大正農業協同組合、中札内村農業協同組合、更別村農業協同組合、忠類農業協同組合、大樹町農業協同組合、広尾町農業協同組合、芽室町農業協同組合、十勝清水町農業協同組合、新得町農業協同組合、鹿追町農業協同組合、木野農業協同組合、音更町農業協同組合、士幌町農業協同組合、上士幌町農業協同組合、幕別町農業協同組合、十勝池田町農業協同組合、十勝高島農業協同組合、豊頃町農業協同組合、浦幌町農業協同組合、本別町農業協同組合、足寄町農業協同組合、陸別町農業協同組合、大樹漁業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会、株式会社日本政策投資銀行
協議を行った日	平成24年2月13日 書面表決により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画認定申請書（案）に対し、特に意見なく、了承された。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【2／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	平成24年6月7日 書面表決により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書（案）に対し、特に意見なく、了承された。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【3／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	平成24年8月17日 書面表決により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書（案）に対し、特に意見なく、了承された。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【4／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	平成24年10月16日 書面表決により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書（案）に対し、特に意見なく、了承された。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【5／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	平成25年6月10日 協議会を開催
協議会の意見の概要	平成24年度評価書(案)及び規約改正(案)に対し、特に意見なく、了承された。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【6／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	平成25年9月19日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【7／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	平成26年1月17日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【8／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	平成26年5月7日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【9／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6-2のとおり
協議を行った日	平成26年6月9日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	平成25年度評価書（案）に対し、特に意見なく、了承された。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【10／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	平成26年9月11日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【11／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	平成27年1月29日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【12／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	平成27年6月9日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	平成26年度評価書（案）に対し、特に意見なく、了承された。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【13／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	平成28年6月7日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	平成27年度評価書（案）に対し、特に意見なく、了承された。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【14／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	平成28年7月11日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【15／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	平成29年2月8日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【16／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	平成29年3月23日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【17／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	平成31年3月13日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【18／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	令和元年5月28日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【19／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	令和2年1月10日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	特区計画変更認定申請書を報告し、特に意見はなかった。
意見に対する対応	

別添 6 地域協議会の協議の概要 【20／20】

地域協議会の名称	北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月22日
地域協議会の構成員	別添6－2のとおり
協議を行った日	令和2年10月 日 書面により協議会を開催
協議会の意見の概要	
意見に対する対応	

別添 6－2 地域協議会名簿

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会」

<共同代表>

札幌市、江別市、函館市、帯広市、北海道、北海道経済連合会、

<委員>

国立大学法人北海道大学、北海道公立大学法人札幌医科大学、酪農学園大学、北海道情報大学、国立大学法人帯広畜産大学、国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院、公立大学法人公立ほこだて未来大学、独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校、独立行政法人産業技術総合研究所北海道センター、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、一般社団法人北海道食産業総合振興機構

北海道農業協同組合中央会、北海道漁業協同組合連合会、一般社団法人北海道商工会議所連合会、北海道商工会連合会、一般社団法人北海道貿易物産振興会、一般財団法人さっぽろ産業振興財団、公益財団法人とかち財団、公益財団法人函館地域産業振興財団、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター

株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社北海道銀行、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社秋田銀行、株式会社北陸銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社北洋銀行、北海道信用金庫、道南うみ街信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、帯広信用金庫、北見信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、函館商工信用組合、十勝信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、函館市亀田農業協同組合、新函館農業協同組合、札幌市農業協同組合、道央農業協同組合、サツラク農業協同組合、帯広市川西農業協同組合、帯広大正農業協同組合、中札内村農業協同組合、更別村農業協同組合、忠類農業協同組合、大樹町農業協同組合、広尾町農業協同組合、芽室町農業協同組合、十勝清水町農業協同組合、新得町農業協同組合、鹿追町農業協同組合、木野農業協同組合、音更町農業協同組合、士幌町農業協同組合、上士幌町農業協同組合、幕別町農業協同組合、十勝池田町農業協同組合、豊頃町農業協同組合、浦幌町農業協同組合、本別町農業協同組合、足寄町農業協同組合、陸別町農業協同組合、北海道信用漁業協同組合連合会、株式会社日本政策投資銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社第四北越銀行、株式会社新生銀行、留萌信用金庫

株式会社きのとや、雪印種苗株式会社

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域 帯広・十勝連絡会」

<会員>

帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

北海道十勝総合振興局、公益財団法人とかち財団、国立大学法人帯広畜産大学、十勝農業協同組合連

合会、十勝地区農協組合長会、株式会社ズコーシャ、株式会社 I H I、スカニアジャパン株式会社、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、株式会社エコ E R C、農事組合法人サンエイ牧場、特定非営利活動法人十勝エネルギーネットワーク、株式会社ベリオール、タイセイ飼料株式会社、カルビーポテト株式会社、農事組合法人日昭牧場、株式会社北海道畜産公社、有限会社友夢牧場、十勝・新得バイオガス株式会社、有限会社銀河牧場、有限会社ドリームヒル、株式会社上士幌町資源循環センター、株式会社山本牧場

「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域 函館地域連絡会」

＜参画団体＞

函館市、北海道渡島総合振興局、国立大学法人北海道大学大学院水産科学研究院、公立大学法人公立はこだて未来大学、独立行政法人国立函館工業高等専門学校、公益財団法人函館地域産業振興財団、地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部函館水産試験場、函館商工会議所、函館国際水産・海洋都市推進機構